

市役所案内 (令和6年度)



庁舎案内

9階	委員会室 / 全員協議会室	議場
8階	議会事務局 56-1497 / 議員控室 議場	
7階	総務課 56-1581 / 秘書課 56-1381 / 人事課 56-1386 / 管財課 56-1375 財政課 56-1371	議場
	企画調整課 56-1566 / 政策推進課 56-1288 / ボールパーク推進課 56-1407	
6階	教育総務課 56-1456 / 学校教育課 56-1421 / 教育センター 56-1617	議場
	危機管理課 56-1290 / 公共施設マネジメント課 56-1374	
5階	君津富津広域下水道組合 56-1258 / 農業委員会事務局 56-1336	議場
4階	監査委員事務局 56-1401 / 経済振興課 56-1277 / 農政課 56-1391 環境保全課 56-1212 / 環境衛生課 56-1221	
3階	建設計画課 56-1261 / 公園緑地課 56-1282 / 建築課 56-1142 管理課 56-1351 / 農林土木課 56-1324	議場
	土木課 56-1687 / 選挙管理委員会事務局 56-1341	
2階	市民生活課 56-1565 / 地域づくり課 56-1483 / こども政策課 56-1128 保育課 56-1184 / 消費生活センター 56-1529 / 清和拠点整備推進室 56-1541	議場
	厚生課 56-1183 / 障がい福祉課 56-1181 / 高齢者支援課 56-1731 障害者基幹相談支援センター 32-1773 / 介護保険課 56-1610 / 国保年金課 56-1171	
1階	市民課 56-1131 / 納税課 56-1161 / 課税課 56-1165 / 会計課 56-1155 生活自立支援センターきみつ 56-1245 君津版ハローワーク(きみジョブ) 56-1140	議場
	指定金融機関 / 喫茶室	
	地下1階	

※生涯学習文化課は、生涯学習交流センター内(50-3980)に移りました
 ※スポーツ推進課は、健康福祉センターふれあい館内(57-2256)に移りました

君津市役所 マップ①E-4

- ▶所在地 君津市久保2-13-1
- ▶電話番号 ☎0439-56-1581(代表)
- ▶開所時間 午前8時30分から午後5時15分
- ▶休館日 土・日曜日、祝日、年末年始
(12月29日から1月3日まで)



1階フロア案内図

県収入証紙販売、
公金の出納など
県収入証紙は
平日8:30~
17:15に
会計課と各市民
センターで販売
しています

広告スペース

広告スペース

広告スペース

広告スペース

市役所案内

相談案内



市民相談

会場 市役所 2階市民相談室

区市民生活課 市民相談係 ☎56-1395

相談日は変更する場合がありますので、広報きみつでの確認や、電話などでの事前の確認をお願いいたします。

相談名	日にち(原則)	時間	相談内容など
法律相談(予約制)	第2・第4木曜日	午後1時から4時	相続、借家、離婚、保証人など、法律に関わる問題
交通事故相談(予約制)	第1・第3月曜日	午前10時から正午 午後1時から3時	賠償責任、過失割合、保険の請求方法、示談の仕方など
人権相談	第1木曜日、 第2・第3火曜日 第4月曜日	午後1時から4時	家庭問題、いじめ、嫌がらせ、隣人トラブルなどの悩みなど
人権・行政相談	第4月曜日	午後1時から4時	人権相談と同様及び国の仕事についての苦情や要望など
結婚相談	毎週火曜日・金曜日 ※奇数月の第3金曜日はありません	午前10時から正午 午後1時から3時	結婚を希望する方への相談や照会
消費生活相談	毎週火曜日を除く平日	午前9時から正午 午後1時から3時	消費生活上の契約トラブル等 消費生活センター ☎56-1529
行政・人権・民生相談(各公民館での相談)	各公民館2月ごとに1回	午後1時から4時	行政・人権・民生相談を同じ日に行います

各種相談

相談名	日時	相談内容など	場所・連絡先
家庭児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時15分	子育ての迷いや悩み、困っていること、児童虐待など お子さん自身からの相談も受け付けています	こども家庭センター ☎32-1352 fax57-2234
教育相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	教育相談全般	教育センター ☎56-1618
ほほえみ相談	毎週水(午前)、金(午後)	発達面、学習面、行動面に関する相談を特別支援学校教諭により実施	教育センター ☎56-1647
見え方相談、聞こえの相談会	不定期	見え方や聞こえにくさによる学習や生活についての相談	教育センター ☎56-1647
ドメスティックバイオレンス(DV)相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時15分	配偶者などから暴力を受けている被害者の相談支援	こども家庭センター ☎32-1352
夜間・休日納税相談	(夜間) 毎月第2水曜日 午後5時15分～午後7時30分 (休日) 毎月第3日曜日 午前9時～午後5時	市税の納付と相談に関すること	納税課 ☎56-1162
生活習慣病予防のための健康相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	糖尿病や高血圧など生活習慣病予防のための生活改善について保健師・栄養士が受け付けます(面接は要予約)	健康づくり課 ☎57-2233
職業相談	午前9時から12時、 午後1時から4時まで (土日祝・年末年始除く)	仕事探しから就業までの相談全般	きみジョブ ☎56-1440
生活相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時15分	生活や仕事の困りごとに関すること	生活自立支援センターきみつ ☎56-1245

妊娠期から子育て期(就学前)の相談については、**区すこやか親子サポート「つみき」相談専用ダイヤル ☎57-0120**にて随時受け付けています(P66参照)。

広告スペース

広告スペース

証明・届出



各種証明書の申請・届出

区市民課 ☎56-1131

小糸地域市民センター ☎32-3111 清和地域市民センター ☎29-7537

小櫃地域市民センター ☎35-3111 上総地域市民センター ☎27-3111

届出・申請の際の本人確認を行っています

第三者のなりすましによる虚偽の届出や申請を防止するため、窓口での各種証明書の申請及び届出の際に運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等で本人確認を行っています。

●本人確認が必要な申請・届出

- ▶住民票の写し・戸籍謄抄本・印鑑登録証明書など各種証明書の申請
- ▶住民異動の届出(転入届、転居届、世帯主変更届、転出届など)
- ▶戸籍の届出(婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、転籍届など)

住民票の写し等の申請

本人、又は同一世帯の方以外が申請する場合には、委任状が必要です。
※ご家族でも、同一世帯でない場合には、委任状が必要です。

証明書の種類	手数料
住民票の写し(世帯全員/個人)	300円
除票の写し	300円
住民票記載事項証明書	300円
住所証明書	無料

戸籍謄抄本(全部・一部事項証明)等の申請

本人、又は配偶者、直系尊属・卑属(父母・子・孫など)以外の方が申請される場合には、委任状が必要です。

証明書の種類	手数料
戸籍全部(個人)事項証明(戸籍謄本・抄本)	450円
除籍全部(個人)事項証明(除籍謄本・抄本)	750円
改製原戸籍謄本・抄本	750円
戸籍の附票の写し	300円
身分証明書	300円
戸籍届出の受理証明書	350円

※身分証明書は本人以外の方が申請される場合は委任状が必要です。

印鑑登録証明書の申請

証明書の種類	手数料
印鑑登録証明書	300円

※登録者本人の印鑑登録証が必要です。
※本人からの申請の場合に限り、マイナンバーカードの提示があれば、印鑑登録証を持参しなくても取得できます。

郵便局で証明書を取得できます

市内3郵便局(辻森・松丘・亀山)で、住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書等が取得できます。

広告スペース

広告スペース



土曜日・日曜日の窓口案内

問市民課 ☎56-1131

令和4年10月1日から土曜日・日曜日の住民票の写しなどの証明書の窓口交付は終了し、マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付サービス(P52)」で取り扱っています。
※戸籍届出(婚姻届、死亡届等)は、本庁舎地下警備員室で受け付けています。

印鑑登録

問市民課 ☎56-1131

●登録できる方

君津市の住民基本台帳に記録されている方。
なお、意思能力を有しない方及び15歳未満の方は印鑑の登録をすることができません。

●申請する場合に必要なもの

(1)本人が申請する場合

- ▶登録する印章(はんこ)
- ▶本人確認書類

①顔写真付きの官公署が発行した身分証明書 → **即日登録可**
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)
上記①がない場合

②保証人欄に記載されている印鑑登録申請書 *1 → **即日登録可**
*1)君津市で印鑑登録をしている方が保証人になれます。
印鑑登録申請書の保証人欄に、保証人による署名と登録印の押印、保証人住所、印鑑登録番号の記入が必要です。

③保険証、年金手帳等 照会書による登録 *2 → **即日登録不可**

(2)代理人が申請する場合 照会書による登録 *2 → **即日登録不可**

- ▶登録する印章(はんこ)
- ▶代理人の印章(はんこ)
- ▶代理人の本人確認書類
- ▶委任状

*2)照会書による登録の場合は申請後に本人の所在を確認するために「照会書」を本人の住民登録地宛に転送不要で郵送します。
回答書には本人が署名、登録する印章(はんこ)を押印し、指定期日までに本人または代理人が受付した窓口までお持ちください。
なお、印鑑登録証を交付する際に、受け取る方の署名と押印が必要です。本人が受け取る場合は登録する印章(はんこ)を、代理人が受け取る場合は代理人の印章(はんこ)をお持ちください。

委任状	
【宛て】	君津市長
【代理人】	住 所 君津市久保2丁目13番1号
	氏 名 君津 花子
	生年月日 昭和46年4月1日
私にかかる印鑑登録申請(印鑑登録廃止)につき、上記の者を私の代理人に選任し、その権限を委任したのでお届けします。	
	年 月 日(委任した日)
【登録者本人】	
	住 所 君津市久保2丁目13番1号
	氏 名 君津 太郎 印
	(自署) (登録印を押印)
	生年月日 昭和45年9月28日

住民異動の届出・戸籍の届出

■住民異動の届出

問市民課 ☎56-1131

届出の種類	必要なとき	届出期間	届出人 *1	届出の際に必要な書類 *2
転入届	市外から君津市に引っ越してきたとき	転入日から14日以内	・本人 ・転入後の住所で同一世帯となる方	・転出証明書(前住所の市区町村で発行) ・マイナンバーカード ・在留カード又は特別永住者証明書(外国人のみ) 【国外転入のとき】 ・転入者全員分のパスポート(入国日が確認できるもの) ・戸籍謄本及び戸籍の附票
転居届	君津市内で引っ越したとき	転居日から14日以内	・本人 ・新旧住所のいずれかで同一世帯の方	・マイナンバーカード ・在留カード又は特別永住者証明書(外国人のみ)
転出届	君津市外に引っ越すとき	転出予定日の14日位前から	・本人 ・君津市の住所で同一世帯の方	【国外転出のとき】 ・マイナンバーカード
世帯変更届	世帯主の変更、世帯の分離・合併をするとき	変更があった日から14日以内	・本人 ・同一世帯の方	-

*1) 代理人が届出をする場合は委任状が必要です。

*2) 異動者に国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険等の加入者が含まれる場合は、保険証もお持ちください。

■戸籍の届出

届出の種類	届出期間	届出人	届出の場所	届出の際に必要な書類
出生届	生まれた日を含み14日以内	子の父又は母	届出人の本籍地、所在地又は子の出生地	・出生証明書(届書の右半分) ・母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者など	死亡者の本籍地、死亡地又は届出人の所在地	・死亡診断書(届書の右半分)
婚姻届 *1	届出により効力が発生するため期間はありません	夫及び妻	夫又は妻の本籍地又は所在地	・夫及び妻の戸籍証明書(戸籍謄本) *2 ・父母の同意書(未成年者が婚姻する場合)
離婚届	協議離婚 *1	届出により効力が発生するため期間はありません	夫及び妻	・戸籍証明書(戸籍謄本) *2
	裁判離婚	裁判確定の日から10日以内	裁判の申立人	・調停調書の謄本又は審判書(判決裁判)の謄本及び確定証明書 ・戸籍証明書(戸籍謄本) *2
離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)	離婚の日から3か月以内	離婚の際に称していた氏を称しようとする人	届出人の本籍地又は所在地	・戸籍証明書(戸籍謄本) *2
転籍届	届出により効力が発生するため期間はありません	戸籍の筆頭者及び配偶者 筆頭者が死亡している場合は配偶者	届出人の本籍地、新本籍地又は所在地	・戸籍証明書(戸籍謄本) 市内で転籍の場合は不要です
その他の届出	死産届、認知届、養子縁組届、養子離縁届、入籍届などについては、市民課・各市民センターへご相談ください。			

*1) 証届書右側の証人欄に成年の証人2名の署名が必要です。

*2) 本籍地で届出をする場合、戸籍証明書(戸籍謄本)は不要です。

届出により氏名が変わる場合はマイナンバーカードの変更の手続きが必要ですので、届出の際に併せてお持ちください。

広告スペース

広告スペース

広告スペース

広告スペース



マイナンバーカード(個人番号カード)

閩市民課 ☎ 27-0256

マイナンバーカードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、コンビニエンスストア等での住民票の写し等の取得、e-Tax等の電子申請にも利用できます。

マイナンバーカードの申請

マイナンバーカードの申請は郵便やパソコン、スマートフォンなどから行うことができます。マイナンバーカードの申請には交付申請書が必要です。

●郵便による申請

マイナンバーカード交付申請書に署名又は記名・押印し、顔写真を貼り付け、地方公共団体情報システム機構に送付します。

●パソコンによる申請

デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。交付申請用のWEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

●スマートフォンによる申請

スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、マルチコピー機がある全国のコンビニエンスストア等で、次の証明書が取得できます。

●取得できる証明書

■君津市に住民登録している方

証明書の種類	手数料
住民票の写し	100円 ※1
印鑑登録証明書	
市民税・県民税課税証明書(最新年度のみ)	

■君津市が本籍の方

証明書の種類	手数料
戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄本・抄本)	100円 ※1
戸籍の附票の写し	

※1) 令和5年9月末までは、10円で取得できます

●利用できる時間

午前6時30分から午後11時まで(年末年始(12月29日から1月3日)・メンテナンス時は利用不可)

戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写しは午前9時から午後5時まで

一般旅券(パスポート)の申請・受取

閩市民課 ☎ 56-1132

●申請・受取できる場所 市民課

●受付時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後4時30分まで

※祝日・振替休日・年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。

●申請の際に必要な書類

▶初めての申請の場合

申請書、写真(縦45mm横35mm)、戸籍謄本、本人確認書類

▶有効期限内のパスポートがある場合

申請書、写真(縦45mm横35mm)、パスポート、戸籍謄本

※現在お持ちのパスポートから氏名・本籍地の都道府県が変わっていない場合は戸籍謄本は不要

●申請から受け取りまでの日数 申請した日から9日目以降(土日・祝日・振替休日・年末年始を除く)

●オンラインでの申請ができます

パスポートの申請はマイナンバーカードとマイナポータルを利用してオンラインでも手続きできます。

※戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)等、添付書類の提出が必要な場合は、オンライン申請をした上で、あらためて簡易書留で郵送していただきます

広告スペース

広告スペース



国民健康保険制度

問国保年金課 ☎ 56-1171

加入しなければならない人

職場の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人以外のすべての人が国民健康保険に加入します。また、3か月を超えて日本に滞在すると認められた外国籍の人も国民健康保険に加入します。ただし、医療滞在ビザで入国した人とその付き添いの人、観光・保養目的の在留資格を持つ人は加入できません。

手続きは14日以内に届出をしてください。

届け出の内容		届け出に必要なもの	
国民健康保険に加入するとき	君津市に転入したとき	—	
	職場の健康保険をやめたとき	●健康保険資格喪失証明書又は退職証明書	
	子どもが生まれたとき	—	
	生活保護を受けなくなったとき	●保護廃止決定通知書	
国民健康保険をやめるとき	君津市から転出するとき	●保険証	
	職場の健康保険に加入したとき	●国民健康保険と職場の保険の両方の保険証 (職場の保険証が未交付の場合は加入証明書)	
	加入者が亡くなったとき	●保険証	
	生活保護を受けるようになったとき	●保険証、保護開始決定通知書	
その他	世帯主変更、市内転居などのとき	●保険証	
	修学のため他市町村に転出するとき	●保険証、在学証明書	
	施設に入所するため他市町村に転出するとき	●保険証、入所契約書(写)又は在園証明書	
	保険証をなくしてしまったとき	—	

●マイナンバーカード又は通知カード(*1)+本人確認書類(*2)

- *1) マイナンバーカード、通知カードは申請者と該当者のものがが必要です。
- *2) 運転免許証やパスポートなど、公的機関が発行する顔写真付きの証明書

国民健康保険で受けられる給付

医療の給付

●高額療養費

1か月に支払った医療費が一定の額を超えた場合、その超えた額が支給されます。該当する方には「高額療養費支給申請書」を送付します。

また、入院などで医療費が高額になる場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関等に提示することにより、1か月の支払いが一定の額までとなります。

必要な方は、国保年金課又は市民センターで申請してください。

●高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険と介護保険のそれぞれの限度額を適用後に、両方の年間の自己負担額を合算して一定の限度額を超えた場合は、申請により差額分が支給されます。該当する方には申請書を送付します。

●療養費

次のような場合、治療に要した費用をいったん全額支払い、

あとから申請して認められると、自己負担額を除いた額が療養費として支給されます。

- ▶ やむを得ない理由で保険証を持たずに医療機関で治療を受けたとき
- ▶ 医師が治療上必要と認めた、コルセットなどの補装具代
- ▶ 医師が必要と認めた、はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき
- ▶ 医師が必要と認めた、手術などで生血を輸血したとき
- ▶ 海外渡航中に病気やケガなどで支払った診療費代

●出産育児一時金

国保加入者が出産したとき、出産費42万円(産科医療保障制度に非加入の医療機関の場合40万8千円)が支給されます。

●葬祭費

国保加入者が亡くなったとき、その葬儀を行った人に対し葬祭費5万円が支給されます。

●特定疾病療養受療証

人工透析を実施している慢性腎不全などの特定疾病の治療を行っている方には、申請により特定疾病療養受療証が交付

広告スペース

広告スペース



されます。この受療証を医療機関等に提示することにより、1か月の支払いが医療機関ごとに1万円又は2万円となります。

●交通事故や傷害事件にあったとき

交通事故や傷害事件によるけがなどの治療には保険証が使えません。保険証を使用して治療を受ける場合は、国保年金課に届出が必要です。

※第三者(加害者)から治療費を受け取ったり、示談で済ませてしまったりすると保険証が使えなくなることがあります。

●70歳以上の人の自己負担割合

70歳になると自己負担割合や自己負担限度額が変更になります。同一世帯の70歳以上75歳未満の被保険者の前年の所得及び収入により判定します。

保険証は70歳の誕生日(1日生まれの人は誕生日の前月)の中旬に郵送します。

✿保健事業

●特定健康診査・特定保健指導

40歳から74歳までの国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査を行います。対象の方には5月ごろに受診券を送付します。

また、健康診査の結果から、特定保健指導の対象者には、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すサポートをします。

●短期人間ドック助成制度

35歳から74歳までの国保加入者を対象に、契約医療機関で人間ドックを受検する場合、検査費用の一部を市が助成します。

事前に申請が必要となりますので、詳細は市ホームページをご覧ください。

✿ジェネリック医薬品(後発医薬品)

ジェネリック医薬品とは、最初に作られた薬(先発医薬品:新薬)の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同じ有効成分を持つ医薬品です。

一般的には先発医薬品より安価で自己負担額の軽減につながり、効き目や安全性は先発医薬品とほぼ同等です。

希望する場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

後期高齢者医療制度

☎国保年金課 ☎56-1179

✿加入する人(被保険者)

75歳以上の人は、後期高齢者医療制度に加入します。(生活保護を受給している人を除きます。)また、65歳以上75歳

未満で一定の障害があり、後期高齢者医療制度への加入を希望する人も加入することができます。

✿保険証(後期高齢者医療被保険者証)

●保険証の交付

75歳の誕生日の前月末までに簡易書留で郵送します。また、転居や氏名の変更があったときは、おおむね1週間以内に簡易書留で郵送します。

●保険証の更新

保険証の有効期限は毎年7月31日までです。8月からの保険証は、7月末までに簡易書留で郵送します。

●保険証等をなくしてしまったら

保険証等を紛失、汚損したときは、再交付の手続きが必要です。本人確認書類(公的機関が発行する顔写真付きの証明書等)をお持ちください。本人確認書類をお持ちでないときは、申請書の受付後、再交付した保険証等を簡易書留で郵送します。

✿医療の給付

●医療費の自己負担割合

医療費の自己負担割合は、8月1日から翌年7月31日までを1年度とし、同じ世帯の被保険者等の所得や収入に応じて判定されます。世帯構成の変化等により、年度途中で自己負担割合が変わる場合もあります。

●高額療養費

同一月の医療費の自己負担額が限度額を超えたときは、定められた限度額を超えた分が支給されます。該当になったときは、広域連合から通知されます。(高額療養費)

なお、市民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、3割負担で市民税課税所得が690万円未満の人は「限度額適用認定証」を保険証とともに医療機関の窓口に表示することで医療費の窓口負担の上限があらかじめ低く抑えられます。

また、非課税世帯の人は入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示することで食事や生活に要する費用が減額されます。

●外来医療費の1年間の上限

自己負担割合が1割で、1年間(8月から翌年7月)の外来の医療費が年間限度額を超えたときは、定められた限度額を超えた分が支給されます。該当になったときは、広域連合から通知されます。

●高額医療・高額介護合算療養費

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯で、1年間(8月から翌年7月)の医療及び介護の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、定められた限度額を超えた分が支給されます。該当になったときは広域連合から通知されます。

●特定疾病の場合

厚生労働大臣が指定する特定疾病(①~③)の場合、医療費の限度額は一つの医療機関につき月額1万円となります。この場合「特定疾病療養受療証」が必要となりますので窓口で申請してください。

①人工臓器を実施している慢性腎不全

②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固因子障害の一部

③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限ります。)

●療養費

次のような場合で、診療に要した費用の全額を支払ったときは、申請して認められると自己負担額を除いた額が後から療養費として支給されます。

▶医師が治療上必要と認め、コルセットなどの治療用装具を作ったとき

▶医師が必要と認めて、あんま・マッサージ、はり・きゅうの施術を受けたとき

▶医師が必要と認めて、保存血ではなく、生血を輸血に用いて、血液提供者へ生血代を支払ったとき(親族の場合は対象外)

▶海外で治療を受けたとき(治療目的の渡航を除く)

●葬祭費

被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人に葬祭費5万円が支給されます。

●交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によってけがをした場合には警察だけでなく、国保年金課にも届出をしましょう。

第三者の行為によるけがの治療に保険証を使用する場合は広域連合からの許可が必要です。

※加害者から医療費を受け取ったり、示談で済ませてしまったりすると、事故による症状について保険証が使えなくなることがありますのでご注意ください。

✿後期高齢者健康診査

生活習慣病の早期発見と健康の保持・増進のため、無料で健康診査を受診できます。対象者に郵送する健康診査受診券を、市が契約している実施医療機関に提出することで受診できます。(施設等に入所中の方、6か月以上入院している方は対象外)

✿短期人間ドック費用の助成

君津市在住で加療中でない被保険者を対象に、市が契約している医療機関で人間ドックを受検する際、医療機関で定めた検査費用の一部を市が負担します。助成を受けるためには、受検前に申請が必要です。健康診査と両方の受診はできません。

✿歯科口腔健康診査

歯や口腔内の健康の維持・改善のため、無料で歯科口腔健康診査を受診できます。対象者は、前年度75歳になった被保険者で、郵送された歯科口腔健康診査受診票を、千葉県後期高齢者医療広域連合が契約している実施医療機関に提出することで受診することができます。

✿ジェネリック医薬品(後発医薬品)

ジェネリック医薬品とは、最初に作られた薬(先発医薬品:新薬)の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同じ有効成分を持つ医薬品です。

一般的には先発医薬品より安価で自己負担額の軽減につながり、効き目や安全性は先発医薬品とほぼ同等です。

希望する場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

✿保険料

保険料は、被保険者一人ひとりに納付していただきます。保険料額は、全員が負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計した金額です。保険料の基準は2年ごとに見直されます。

●保険料の軽減

所得の低い人は、世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されます。

また、制度加入前に被扶養者だった人は、被保険者の資格を得た月から保険料の所得割額の負担はなく、均等割額も2年を経過する月まで5割軽減されます。

●保険料の納め方

年金が年額18万円以上、かつ後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計が年金額の2分の1を超えない人は、年金から直接差し引きます(特別徴収)。

特別徴収に該当しない場合は、口座振替や市から郵送される納付書により金融機関で納付します(普通徴収)。普通徴収の場合の納期は、7月から翌年2月までの8回です。

なお、納付方法が特別徴収の人は、申し出により口座振替に変更することができます。

●保険料を滞納したとき

納付が困難な場合は、滞納のままにせず早めに国保年金課へご相談ください。

●送付先変更

保険証や後期高齢者医療保険についての通知は原則住所地への発送となりますが、申し出により住所地以外に発送することができます。

広告スペース

広告スペース

広告スペース

広告スペース



国民年金

☎ 国保年金課 ☎ 56-1152 木更津年金事務所 ☎ 0438-23-7616

国民年金とは

日本に住む20歳以上60歳未満の人には、外国人*)を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。

種類	対象者
第1号被保険者	自営業・農業・学生・フリーアルバイター・無職の人など(20歳～60歳未満)
第2号被保険者	会社員・公務員 (厚生年金などに加入している人)
第3号被保険者	65歳未満の第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳～60歳未満)

*) 医療滞在や観光などを目的にロングステイする外国人を除きます

市役所で行う届け出

届け出するとき	必要なもの
勤め先を退職したとき	年金手帳、退職日・資格喪失日を証明する書類
配偶者の扶養からはずれたとき	年金手帳、扶養からはずれた日を証明する書類
年金手帳をなくしたとき	※木更津年金事務所でも届け出可
付加年金に加入・脱退するとき	年金手帳
任意加入するとき(海外転出するとき、60歳を過ぎて加入するとき)	事前にお問い合わせください

(本人確認書類
運転免許証・マイナンバーカードなど)

保険料の納付

国民年金の保険料を納める期間は、20歳から60歳までの40年間です。日本年金機構から送付される納付書により金融機関、郵便局、コンビニエンスストアなどで納付してください。

免除制度

収入の減少や失業などにより保険料を納付することが困難な場合は、保険料が免除又は猶予される制度があります。申請日から2年1月前までさかのぼって申請できます。申請が遅れると障害基礎年金などが受けられない場合があります。

で、必ず手続きをしてください。

なお、退職・失業された人は、退職者の本人の所得が審査の対象外となる特例制度があります。

●全額免除、一部免除(3/4免除、半額免除、1/4免除)

本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定の基準に該当した場合、申請により保険料が全額又は一部免除されます。

●学生納付特例制度

学生本人の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請により在学中の保険料が猶予されます。

●納付猶予制度

50歳未満の人で、本人、配偶者の前年の所得が一定基準以下の場合、保険料が猶予されます。

●法定免除制度

本人が1級又は2級の障害年金を受給している場合、日本国籍で生活保護の生活扶助を受けている場合、国立及び国立以外のハンセン病療養所で療養している場合は、届出により保険料が免除となります。

●産前産後期間の保険料免除制度

本人が出産*1)した際に、届出により出産前後の一定期間*2)の保険料については納付することを要せず、当該期間は保険料納付済期間に算入されます。

*1) 出産の範囲：妊娠4か月以上の分娩(死産、流産、早産を含む)

*2) 出産前後の一定期間：出産予定日又は出産日の属する月の前月から4か月間。多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間

保険料の追納

免除、猶予の承認期間は、全額納付と比べると年金の受給額が少なくなります。承認を受けた月以降10年以内に限り保険料を納められます。詳しくは、木更津年金事務所へお問い合わせください。

年金の種類と給付内容

●老齢基礎年金

原則として10年以上の受給資格期間を満たした人が65歳になったときに支給されます。

●障害基礎年金

障害の原因となった病気やけがの初診日が、国民年金加入期間、20歳前、日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人で年金制度に加入していない期間(老齢基礎年金を繰り上

げ受給している人を除く。)のいずれかの間にある場合で障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある人に支給されます。

※障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしていることが必要です。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません

①初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること

②初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

●遺族基礎年金

国民年金の加入者や老齢基礎年金を受け取る資格のある人が死亡した場合で、18歳到達年度の末日までにある子(障害等級1級又は2級に該当する障害状態にある子については、20歳未満)がいる配偶者又は子に支給されます。

●寡婦年金

老齢基礎年金を受けられる夫が年金を受けずに死亡した場合に、10年以上婚姻関係にあった妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。

●死亡一時金

保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに死亡し、遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給されます。死亡一時金と寡婦年金を、両方受け取ることはできません。

●年金生活者支援給付金

次の①②に該当する人に対し、年金に上乗せして支給されます。詳しくは、木更津年金事務所へお問い合わせください。

①公的年金などの収入金額と一定の所得との合計額が、一定の基準以下の老齢基礎年金などの受給権者で、世帯全員の市民税が非課税

②所得が一定基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給権者

税金

☎ 国納税課 ☎ 56-1161 課税課 ☎ 56-1165 国保年金課 ☎ 56-1159

市税

市民税

市民税には、個人市民税と法人市民税があります。

個人市民税は、個人県民税と合わせて市県民税(住民税)と呼ばれ、毎年1月1日現在、市内に居住している人又は家屋敷などのある人で、前年中に一定額以上の所得がある人に課税されます。納め方は、皆さんに直接納めていただく普通徴収と、給料や年金から引き落とされる特別徴収とがあります。

法人市民税は、市内に事務所や事業所がある法人に課税されます。

個人市県民税の申告

個人市県民税の申告書は、市県民税や国民健康保険税を計算するための資料となるばかりでなく、さまざまな目的で市の発行する証明を必要とする場合にも使われますので、所得があった人も、なかった人も期限までに必ず申告してください。

申告書は、例年1月下旬にお送りしますが、届かない場合には課税課までお問い合わせください。ただし、所得税の確定申告をする人、給与収入・公的年金収入のみで支払者から給与支払報告書・公的年金等支払報告書が市に提出されてい

る人、市内に居住している人の扶養になっている人は、申告する必要はありません。(確定申告書の提出が不要で、市県民税において医療費控除など各種の控除を受けようとする場合、申告が必要となります。)

固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。

税額は、固定資産課税台帳に登録された価格(課税標準額)に1.4%の税率をかけて算出した額です。また、都市計画税とは、都市計画事業(道路、下水道、公園の整備など)などの費用にあてるため、都市計画区域のうち市街化区域に所在する土地と家屋に課税される目的税です。

軽自動車税(種別割)

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。原付バイクなどを購入したときや譲り受けたとき、又は廃車するときや市外へ転出するときなどは必ず、登録又は廃車の申請をしてください。

広告スペース

広告スペース

広告スペース

広告スペース

保険・年金・税



国民健康保険税

国民健康保険加入者のいる世帯の世帯主は、保険税を納めなければなりません。保険税は、国民健康保険加入者への保険給付等を行うための主な財源となります。

納付場所

金融機関

銀行	千葉 京葉 三井住友 三菱UFJ 千葉興業 みずほ りそな 埼玉りそな
信託銀行	三井住友 みずほ
信用金庫	館山 千葉
その他	君津市農業協同組合 中央労働金庫 君津信用組合
ゆうちょ銀行・郵便局	(千葉県/東京都/神奈川県/埼玉県/茨城県/栃木県/群馬県/山梨県のゆうちょ銀行・郵便局に限ります)

コンビニエンスストア

(納付書の裏面に記載。)

口座振替による納税

金融機関の口座振替やゆうちょ銀行・郵便局の自動払込をご利用いただくと、ご指定の口座から自動的に納税することができ、安心・確実・便利です。

振替口座を登録するには、

- ①市役所窓口で専用端末にキャッシュカードを通す方法
 - ②金融機関窓口で直接申し込む方法
 - ③ハガキで市役所を通して申し込む方法
- があります。詳しくは、納税課にお問い合わせください。

納期限

市県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税(種別割)	国民健康保険税
6月、8月、10月、1月	4月、7月、12月、2月	5月	7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月

※各月の末日が納期限となります。末日が閉庁日の場合、翌開庁日となります。

※12月の納期限は、25日となります。25日が閉庁日の場合、翌開庁日となります。

納付の猶予

納税者又はその家族が災害を受けたり、病気になったり等、一度に納税することが困難となった場合には、お早めに納税課の窓口へご相談ください。

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産課税台帳の縦覧は、毎年4月に行います。

縦覧のできる人は、納税者、同居の親族及び代理人です。納税通知書又は課税物件明細書を持参してください。また、代理人の場合は委任状及び代理人の身分証明書が必要です。

縦覧場所は、課税課です。

税に関する証明

市税の納税証明書、課税証明書、固定資産証明などが必要な方は、市民課又は各市民センターへ、印章(はんこ)及び本人確認書類(運転免許証等)を持参のうえ請求してください。

なお、本人に代わって代理人が申請する場合は、委任状など代理人であることを確認するための書類が必要な場合もありますので、詳しくは市民課又は各市民センターにお問い合わせください。

証明書の種類	手数料	必要なものなど
市県民税課税・非課税証明書	窓口での交付 1通300円 コンビニ交付 1通200円	<p>●印章(はんこ)・本人確認書類</p> <p>※法人の場合は、会社の代表者印・請求者の身分証明書(運転免許証、個人番号カードなど)</p>
所得証明書	一般用・扶養手当用など 1通300円 児童手当用・年金受給用など 無料	
納税証明書	1通300円	
軽自動車税(種別割)納税証明書	登録・廃車用 1通300円 継続検査用 無料	
固定資産評価額証明書(土地・家屋)	土地・家屋それぞれ1件につき300円 ※1件が複数枚の場合は、2枚目以降1枚につき30円	
固定資産課税台帳登録証明書	1通300円	
固定資産公課証明書	1通300円	
固定資産税額明細書	1通300円	
固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧	1件300円 ※写しを希望される方は、コピー代として、1枚10円	
法人所在証明書	一般用 1通300円 軽自動車登録用 無料	

郵送による市税に関する証明書の申請については、納税課までお問合せください。

広告スペース

広告スペース



障害者福祉

手帳の交付

●身体障害者手帳

事故や病気などで上下肢・体幹・目・耳・言語・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・免疫・肝臓等に障害のある方に交付します。

●療育手帳

知的障害があり、日常生活に支障があるために何らかの援助を必要とする方に交付します。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために、長期(6か月以上)にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付します。

手当・年金等

●特別障害者手当

精神又は身体に著しい重度の障害を有するために、日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅障害者に手当を支給します。(所得制限あり)

●障害児福祉手当

精神又は身体に著しい重度の障害を有するために、日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅障害児に手当を支給します。(所得制限あり)

●特別児童扶養手当

精神又は身体に重度又は中度の障害を有する20歳未満の児童を監護している家庭に支給します。(所得制限あり)

●心身障害者(児)福祉手当

在宅の重度心身障害者(児)又は介護者に、福祉手当を支給します。ただし、特別障害者手当・障害児福祉手当・ねたきり老人福祉手当・重度認知症老人介護手当等の受給者を除きます。(所得制限あり)

●特定疾患療養見舞金

特定疾患(指定難病等)のため月に20日以上入院した方に、見舞金を支給します。

●心身障害者扶養年金制度

心身障害者を扶養している65歳未満の保護者が加入者となり、毎月一定の掛金を納めることにより、加入者に万一のことがあった場合、心身障害者に終身一定額の年金を給付します。加入する年齢によって掛金は異なります。

医療費の助成

●重度心身障害者(児)医療費の助成

重度心身障害者(児)が、医療機関で受診した際の医療費の

閻障がい福祉課 ☎56-1181 FAX 56-1220

うち、医療保険における自己負担分を助成します。(所得制限あり)

●自立支援医療費(更生医療)の支給

身体障害者の更生に必要な医療で、医療を受けることで障害の除去・軽減及び進行を防ぐことが見込まれる場合の医療費の一部を公費で負担します。対象となるのは人工透析・腎移植・肝臓移植・心臓弁置換術・バイパス術・ペースメーカー植込術・白内障及び角膜移植術・関節形成術・人工関節置換術等です。(所得制限あり)

●自立支援医療費(育成医療)の支給

身体に障害のある児童(18歳未満)で、その障害を除去、軽減する効果が期待できる手術等の治療を行う場合の医療費の一部を公費で負担します。

●自立支援医療費(精神通院医療)の支給

精神による疾患で、通院医療が継続的に必要な方の医療費(薬剤費を含む)の自己負担の一部を公費で負担します。(所得制限あり)

●精神障害者医療費の給付

精神障害の治療のために医療機関で精神科等を受診した際に支払った医療費のうち、医療保険における自己負担分を給付します。(所得制限あり)

日常生活の支援

●補装具の交付、貸与又は修理

身体障害者(児)、難病患者等に対して、補聴器・義肢・装具・車いす・視覚障害者安全つえ・眼鏡・重度障害者用意思伝達装置など補装具の交付と修理を行います。一部の補装具は、判定により貸与を認められることがあります。

●日常生活用具の給付

身体・知的障害者(児)・難病患者等の利便を図るため、入浴補助用具・特殊便器・特殊寝台・ネブライザー・電気式たん吸引器・ストーマ用装具・盲人用時計・視覚障害者用ポータブルレコーダー・聴覚障害用通信装置等の給付を行います。

●紙おむつの給付

在宅で常時失禁している3歳以上の身体障害者(児)で、寝たきりと同様の状態にある方に、紙おむつを給付します。

●理容師派遣

在宅の重度心身障害者で外出困難な方に、理容師を派遣します。(理髪費は自己負担)

●移動入浴車の派遣

在宅で入浴困難な重度身体障害者(児)の居宅に入浴車を派遣し、入浴介護を行います。

広告スペース

広告スペース

福祉・介護



●福祉タクシー

重度の心身障害者(児)がタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成します。

●自動車改造費の助成

重度の上下肢・体幹機能障害者が就労等の理由で自ら自動

車を所有し運転する場合に、車の改造に要する経費の一部を助成します。

●自動車運転免許取得費の助成

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた方が免許を取得した場合に、免許取得に要する費用の一部を助成します。

✿障害福祉サービス

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は知的障害若しくは精神障害により常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出時にヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護等のサービスを提供します。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などで障害者施設等に短期間入所した場合に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型=雇用型、B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	障害のある人本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。
自立生活援助	障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の訪問、相談等を行います。
共同生活援助(グループホーム)	主として夜間において、共同生活を行う住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

✿障害児を対象としたサービス

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援(日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等)と治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のある子どもについて、自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

✿相談窓口

●身体障害者相談員・知的障害者相談員

障害のある方やそのご家族からの相談等に応じるための、知識・経験のある民間の協力者です。助言や指導等を行い、障害のある方の地域での活動を支援します。

●聴覚障害者手話通訳及び相談

聴覚障害者等のコミュニケーションのために手話通訳や相談・指導を行います。

●君津市相談支援事業所 サロン・ド・タビダチ

障害のある人の福祉に関する問題等の相談に応じ、情報提供や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のための支援を行います。

☎社会福祉法人章佑会 サロン・ド・タビダチ [マップ①C-2](#)
東坂田4-8-21 ☎50-8567

地域福祉

☎厚生課 ☎56-1183

✿生活困窮者自立支援制度

「なかなか仕事が見つからない」「家賃が払えず家を出なければいけない」「ずっと働いていないので就職が不安」など、さまざまな事情により、経済的な不安を抱えている市民を対象に、相談員が解決のサポートをいたします。相談は無料で、秘密は厳守されますのでお気軽にご利用ください。

☎相談先など：生活自立支援センターきみつ [マップ①E-4](#)
君津市役所1階
☎56-1245

✿生活保護

病気やけが、高齢により仕事が出来なくなったり、離別や死別で収入がなくなったりするなど、いろいろな事情で生計

が苦しくなり、生活に困ることがあります。

このようなとき、自分の資産や能力を活用したり、親族の援助を受けたりしてもなお生活ができない場合に、国の定める基準に従って最低生活に不足する分を援助し自分の力で生活できるよう支援する制度です。

✿民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、生活上でさまざまな困難が生じたとき、良き相談相手として助言したり、行政や関係機関とのパイプ役を務めたりしています。守秘義務がありますので安心してあなたのお住まいの区域を担当する民生委員にご相談ください。

また、児童に関する相談は、児童問題を専門に担当している主任児童委員にご相談ください。

高齢者福祉

☎高齢者支援課 ☎56-1731

高齢者のために

✿高齢者の生きがい支援

●君津市シニアクラブ

市内各地区で、高齢者の生きがい、健康づくりのために多様な活動を行っています。

☎君津市シニアクラブ連合会事務局
☎0439-57-2250((福)君津市社会福祉協議会内)

●君津市シルバー人材センター

健康で働く意欲を持つ高齢者の希望に応えるため、公益社団法人君津市シルバー人材センターでは、就業機会の提供を行っています。

☎(公社)君津市シルバー人材センター
☎0439-32-2711

広告スペース

広告スペース

広告スペース

広告スペース



高年齢者の生活支援

●はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業

保険給付等適用外のはり・きゅう・マッサージ施術を受けた方に、費用の一部を助成します。

※利用券を発行します。窓口で申請が必要です。

●ひとり暮らし老人等福祉タクシー事業

在宅でひとり暮らしの75歳以上高齢者で、要介護又は要支援認定を受けた方が対象です。

タクシーを利用する場合に、その料金の全部又は一部を助成します。

※利用券を発行します。窓口で申請が必要です。

●緊急通報システム設置事業

在宅の65歳以上高齢者等に、疾病、災害時等の緊急事態に備えて24時間対応できる緊急通報装置の設置を行います。

※所得に応じて自己負担があります。

●日常生活用具給付貸与事業

在宅でひとり暮らしの65歳以上高齢者に、安全な日常生活を送っていただくために、火災報知器等の用具を給付又は貸与します。

※生計中心者の前年所得に応じて負担があります。

●理容師派遣事業

在宅でねたきりの65歳以上の高齢者に、年間4回理容師を派遣し、散髪を行います。

※理髪に要する費用は自己負担になります。派遣費用のみ助成します。

●ねたきり老人等紙おむつ給付事業

在宅でねたきりの65歳以上の高齢者に、在宅介護の負担を軽減するために、紙おむつの支給を行います。

※支給要件及び所得制限があります。また、他の一部手当と併用支給できません。

●ねたきり老人福祉手当支給事業

在宅でねたきりの65歳以上の高齢者を介護している方に、福祉手当を支給します。

※支給要件及び所得制限があります。また、他の一部手当と併用支給できません。

●重度認知症老人介護手当支給事業

在宅で65歳以上の重度認知症の方を介護している方に、介護手当を支給します。

※支給要件及び所得制限があります。また、他の一部手当と併用支給できません。

●成年後見制度利用支援事業

▶君津市社会福祉協議会内きみつ成年後見支援センター

☎ 55-0454

親族などによる申立てが行えない高齢者に対し、市長による成年後見審判の申立てを行います。また、制度の活用を推

進するために、後見人の報酬助成を行います。

65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済上の理由により在宅で介護を受けることが困難な高齢者を、養護老人ホームへ入所させます。

高齢者の介護予防

●健康増進運動教室

自治会館などの身近な集会所を利用し、マット運動やストレッチ体操などを行っています。運動の習慣化により、体力の維持増進を図り、介護予防を進めるだけでなく、地域コミュニティの醸成を図っています。

●認知症サポーター養成講座

認知症の基礎知識を学び、認知症を理解した応援者「認知症サポーター」を養成します。

地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、介護・福祉・医療に関することをはじめ、高齢者に関する様々な相談に応じます。

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるように保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)を配置し、地域ぐるみで高齢者を支える拠点として業務を行います。

●市内の地域包括支援センター

▶君津市地域包括支援室 [マップ①E-4](#)

所在地：久保2-13-1(君津市役所1階) ☎ 56-1732

担当地区：坂田、東坂田、西坂田、君津台、大和田、人見、中野、久保、北久保、南久保、陽光台、高坂、台、中富(870から1054番地)

▶君津市中部地域包括支援センター [マップ⑥C-3](#)

所在地：八幡64(介護老人保健施設メディケア君津敷地内)

☎ 0439-32-1717

担当地区：三直、内箕輪、内蓑輪、八重原、法木作、外箕輪、柰師、北子安、南子安、宮下、小山野、常代、浜子、六手、皿引、尾車、草牛、馬登、大山野、作木、山高原、貞元、八幡、新御堂、杉谷、郡、小香、上湯江、下湯江、中富(870から1054番地を除く)、小糸地区

▶君津市東部地域包括支援センター [マップ⑩C-2](#)

所在地：広岡375(特別養護老人ホーム上総園敷地内)

☎ 0439-27-0710

担当地区：清和地区、小櫃地区、上総地区

●総合相談

介護に関する相談以外にも、健康や医療、生活に関する相談もお受けします。また、ご家族以外の方でも近隣に暮らす高齢者に関する相談もお受けします。

●権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の仲間づくり、生きがい活動、健康増進のために活

動しています。高齢者の人権や財産を守るため、必要なサービスの紹介や利用支援、虐待の早期発見・防止を進めます。

●包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が暮らしやすい地域をつくるために、各機関との連携や、個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

●介護予防ケアマネジメント

介護保険制度の介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援1、2に認定された方に、介護保険サービスが適切に提供されるようケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡調整などを行います。

要支援の人が利用できる主なサービス

【在宅サービス】

●訪問サービス

介護予防訪問介護(総合事業)

介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問看護

介護予防訪問リハビリテーション

介護予防居宅療養管理指導

●通所サービス

介護予防通所介護(総合事業)

介護予防通所リハビリテーション

介護予防小規模多機能型居宅介護(地域密着型)

介護予防認知症対応型通所介護(地域密着型)

介護保険

介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要となっても住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう、介護を社会全体で支える制度です。

介護保険サービスが利用できる方は

	年齢	サービスを受けられる方
第1号被保険者	65歳以上の方	原因を問わず、介護が必要になった方は、要介護認定を受け、サービスの利用ができます。
第2号被保険者	40歳～64歳の方	介護保険で定められた特定の病気が原因で介護が必要となった方は、要介護認定を受け、サービスの利用ができます。

介護認定を受ける手順

①申請

介護サービスが必要になったときは、要介護認定の申請をしてください。申請は、本人や家族のほか、居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センターに代行してもらうことができます。

●申請に必要なもの

・65歳以上の方 介護保険証

・40歳～64歳の方 医療保険証

②認定調査等

調査員が国で定められた心身の状況などの項目について、本人・家族から聞き取り調査を行います。また、本人の主治医に心身の状況についての「主治医意見書」の作成を依頼します。

③審査判定

認定調査の結果や主治医意見書を基に「介護認定審査会」で、介護の必要性や程度について審査します。

④認定結果通知

介護認定審査会の審査結果に基づいて、「非該当(自立)」「要支援1～要介護5」までの区分に認定し、その結果を通知します。

介護サービスを利用するとき

①「要支援1～2」と認定された方

地域包括支援センターを通じ、ケアプランに基づいた介護サービスが利用できます。

②「要介護1～5」と認定された方

居宅介護支援事業者のケアマネジャーが、利用者の希望や状態に応じたケアプランを作成します。利用者はケアプランに基づいて介護サービス事業者が提供するサービスを利用します。

広告スペース

広告スペース

広告スペース

広告スペース



介護保険施設に入所する場合は、その施設内でケアプランを立てることになります。
 ※ケアプランの作成に自己負担はありません
 ※介護サービスを利用したときは、原則として介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合に応じた費用を負担します。

🌸 居宅サービスの利用について相談する

● 居宅介護支援・介護予防支援

ケアプランの作成のほか、在宅サービスを有効に利用できるように、サービス事業者との連絡調整や施設の紹介を行います。

🌸 居宅サービス

自宅を中心に利用するサービスには、自宅に訪問してもらうサービスや施設に通うサービスなど様々な種類があります。

● 訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

● 訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

● 訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

● 訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

● 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

🌸 夜間対応型訪問介護

夜間の時間帯にホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助をうけます。

🌸 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、ホームヘルパーと看護師などに訪問してもらい、介護や看護サービスをうけます。

🌸 施設に通ってうける食事・入浴・機能訓練等のサービス

● 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

● 地域密着型通所介護

利用定員19人未満のデイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

● 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

● 認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

🌸 一時的に施設に泊まるサービス

● 短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

● 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

🌸 通いを中心に訪問・宿泊を複合的に利用するサービス

● 小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来ってもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

● 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来ってもらう「訪問(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

🌸 生活する環境を整えるサービス

● 福祉用具貸与

特殊寝台や車いすなどが借りられます。

● 特定福祉用具購入

ポータブルトイレや入浴用補助用具などの購入費が支給されます。

● 居宅介護住宅改修

手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な住宅改修に要する費用が支給されます。

🌸 その他

● 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

● 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症と診断された方が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※所得が低い人には、家賃の一部が助成される制度があります

🌸 施設サービス

● 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。

● 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象の施設です。

● 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。

● 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。

🌸 介護保険料の納付

40歳以上の皆さんが納める介護保険料は、国や県、市の負担金と併せて、介護保険を健全に運営していくための大切な財源になります。災害など特別な事情がないのに保険料の滞納が続くときは、滞納した期間に応じて利用者負担が増額したり、一時的に保険給付が差し止められたりすることがあります。

種類	納付方法	
第1号被保険者(65歳以上の方)	特別徴収	年金額が、年額18万円以上の方は、年6回の年金から直接差し引かれます。 ※65歳到達後、しばらくは特別徴収できませんので、普通徴収になります。 ※本人や世帯員の収入申告等のやり直しなどで、年度の途中で保険料の所得段階が変更になると、特別徴収が停止したり、普通徴収が発生したりすることがあります。
	普通徴収	年金額が、18万円未満の方は、市から送られる納付書又は口座振替で納めます。 納期は1期(7月)から8期(2月)の8回です。
第2号被保険者(40歳から64歳の方)	加入されている医療保険の算定方法によって決まります。 医療保険の保険料に、介護保険料分を上乗せして納めます。	

🌸 障害者控除対象者認定証明書の交付

所得税の確定申告や市県民税申告の際に障害者控除が受けられる証明書を発行します。対象は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていない方で、次の認定を受けている方です。証明書の発行にあたっては、申請書の提出が必要です。

対象者の区分	要介護度	障害者控除の区分
第1号被保険者(65歳以上の方)	要介護1又は2	障害者控除
	要介護3	障害者控除又は特別障害者控除 ※訪問調査時の心身の状況により判定します。
	要介護4又は5	特別障害者控除
第2号被保険者(40歳から64歳の方)	要介護4又は5	特別障害者控除 ※ただし、日常生活自立度がランクCの方

広告スペース

広告スペース

広告スペース

広告スペース



妊娠～出産

☎ 子育て家庭センター ☎ 32-1352

子育て家庭センターつみき

☎ つみき 相談専用ダイヤル ☎ 0439-57-0120

妊娠期から子育て期(概ね就学前)にわたる相談窓口です。助産師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職がチームとなり、関係機関と連携して、みなさまの子育てを応援します。お気軽にご相談ください。

母子健康手帳の交付

医療機関又は助産所で妊娠の診断を受けた方は、健康づくり課(君津市保健福祉センター1階)に妊娠届出書を提出し、母子健康手帳の交付を受けましょう。安心して妊娠期を過ごし、出産・育児の準備ができるよう、助産師等が妊婦(ご本人)と面接し、相談及び母子保健サービスのご案内や個々にあわせた「子育てマイプラン」を作成しますので、原則、ご本人がお越しください。夫など家族の届出や、各市民センターでも母子健康手帳の交付はできますが、その場合、助産師等との面接は別日となります。母子健康手帳交付時には、妊婦・乳児健康診査費用の一部を助成する受診票もお渡しします。妊娠がわかったら、早めに届出をしましょう。

母子手帳アプリ

妊娠期から子育て期の日々の記録や大切な思い出の保存、予防接種のスケジュール管理など紙の母子健康手帳と一緒に使って、便利な機能が満載の子育てを応援するスマートフォン向けアプリです。母子保健サービスや事業案内も配信されます。ぜひご登録ください。 (ぼしも)で検索!

妊婦健康診査

県内の医療機関において、母子健康手帳と一緒に交付される受診票(母子健康手帳別冊)により、14回分の妊婦健康診査費用の一部が助成されます。妊娠中の経過を確認し、安心して安全な出産を迎えるため、定期的に妊婦健康診査を受けましょう。県外の医療機関・助産所での利用を希望される方は事前に健康づくり課までお問い合わせください。

マタニティクラス(要予約)

妊婦さんのためのクラスです。快適なマタニティライフ、妊娠中のからだの管理、出産、子育て、母乳育児について一緒に学びましょう。お友だちづくりのためにぜひご参加ください。日程などは広報やホームページなどでお知らせします。

パパママクラス(要予約)

これから出産を迎えるお母さんとお父さんのためのクラスです。赤ちゃんのお風呂や着替え、抱っこの育児実習、お父さんの妊婦体験など、ご夫婦で参加し、一緒に楽しく学びましょう。日程などは広報やホームページなどでお知らせします。

特定不妊治療費等助成事業

医療保険の対象外で高額な治療費を要する特定不妊治療費(体外受精・顕微受精)、及び男性不妊検査について、医療費の一部を助成します。*助成決定には条件があります。詳細はホームページにてご確認ください。

子育て

新生児・乳児・産婦訪問

君津市では赤ちゃんが生まれたら、生後0～3か月頃に赤ちゃんとお母さん全員を対象に助産師又は保健師がご自宅を訪問し、赤ちゃんの健康状態の確認や産後のお母さんの体調、育児についての相談をお受けしています。予防接種や市のサービスの説明も行っておりますのでご出産後、母子健康手帳の別冊にある「出生通知書(はがき)」を早めにお出しください。

母乳相談

授乳に関する相談や母乳の悩み、乳房の自己管理方法のお手伝いを助産師が行っています。まずは、お気軽にお電話ください。赤ちゃんと一緒にゆったり過ごせる「つみきルーム」でお待ちしています。

産後ケア事業

生後5か月未満の乳児とお母さんで、家族等からの育児支援が受けられない方、又はお母さんの心身の不調や育児等に不安がある方を対象に、宿泊や日帰りで、助産師等の専門家のケアを受けられるサービスです。利用をお考えの方は、健康づくり課にご相談ください。

赤ちゃん育児相談

1か月健診後から2歳頃までのお子さんを対象に、身体計測・発育や育児に関する相談を、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が個別にお受けしています。仲間づくりや情報交換の場としても活用できますので、お気軽にお越しください。日程は、広報やホームページなどでお知らせします。

こどもの発達相談(要予約)

子どもの精神面・運動面・情緒の発達などに関する心配に、

専門の相談員と保健師が個別に応じます。ご相談のある方はお問い合わせください。

食事と歯の集団教室(予約制)

日程は、広報やホームページなどでお知らせします。

▶乳児期

離乳食開始前の生後4～6か月頃のお子さんがある保護者を対象に、初めての歯磨き、離乳食の開始と進め方について、歯科衛生士、栄養士がお話します。

▶幼児期

離乳食がほぼ完了している13～18か月頃のお子さんがある保護者を対象に、歯の手入れの仕方、幼児食への移行について、歯科衛生士、栄養士がお話します。

乳児健康診査

県内の医療機関において、母子健康手帳と一緒に交付される受診票(母子健康手帳別冊)により、生後3～6か月と9～11か月に各1回、乳児健康診査費用の一部が助成されます。お子さんの健やかな成長のため、乳児健康診査を受けましょう。県外の医療機関での利用を希望される方は事前に健康づくり課までお問い合わせください。

1歳6か月児健康診査

1歳6～8か月頃のお子さんを対象に、健康診査(集団)を行います。対象時期に、問診票などを郵送します。

3歳児健康診査

3歳4～7か月頃のお子さんを対象に、健康診査(集団)を行います。対象時期に、問診票などを郵送します。

親と子の福祉

☎ 子育て家庭センター ☎ 56-1184

保育園等

保護者が就労や出産、疾病、災害、病人の介護等のため、「保育の必要性」があり、認定を受けた生後2か月又は10か月から就学前までのお子さんを預かります。

●開園時間

午前7時～午後7時(日曜日・祝日(振替休日を含む)・年末年始は休み)

*南子安保育園は午後8時まで(土曜日は除く)

●保育標準時間

午前7時～午後6時

●保育短時間

午前8時30分～午後4時30分

*それぞれの時間帯を超えて利用する保育は時間外となり、

有料となります(詳細はお問い合わせください)。

*民間の保育園等で実施する時間外保育は施設により異なります。日曜日・祝日(振替休日を含む)・年末年始は休み。

●保育料

扶養義務者の市民税などの課税状況により、保育料基準額表に基づいて決められます。

●入園方法

入園は、随時受け付けていますが、4月から入園を希望するお子さんの受け付けは、10月ごろ広報又はホームページでお知らせします。

認定こども園

就学前のお子さんに幼児教育(幼稚園機能)と保育(保育園機能)を一体的に行い、地域の子育て支援も行う施設です。

認定こども園(幼稚園枠)の入園については随時受け付けていますが、4月から入園を希望するお子さんの受け付けは、10月ごろ広報又はホームページでお知らせします。

地域子育て支援センター 子育て課 ☎ 56-1184

在宅子育て支援の充実を図るため、地域子育て支援センターを拠点として、妊娠から出産、乳幼児期の切れ目のない支援を行っています。

●役割・機能

①遊びと交流の広場の提供

妊婦、0歳～就学前のお子さんとその保護者(祖父母を含む)を対象に、自由に遊べ、交流できる場を提供するとともに、子育てアドバイザー(保育士)などの専門スタッフが相談に応じます。

②子育てしやすいまちづくり

子育て家庭を地域ぐるみでサポートし、安心して子育て・子育てできる地域づくりを目指します。

先輩ママや妊婦同士の交流を図り、妊娠・出産・子育てに関する疑問や心配についてヒントがもらえます。

■地域子育て支援センター

センター名	地図座標	電話番号	日時
子育て支援センター	⑥D-1	57-6039	火～日 午前9時～午後5時
はっぴー(君津保育園内)	①D-3	57-0728	月～金 午前9時30分～午後3時30分
ちきんえつぐ(宮下どろんこ保育園内)	⑨A-3	32-1261	月～金 午前10時～午後4時
コアラルーム(小櫃保育園内)	⑫A-2	35-4503	月・水・金 午前9時～午後3時
小糸プレイルーム	⑪B-4	32-2184	小糸公民館開館日 午前9時～午後5時

*祝日・年末年始を除く。

広告スペース

広告スペース

広告スペース

広告スペース



保育園等の園庭開放

公立保育園等では園庭を開放しています。対象は、妊婦、0歳～就学前のお子さんとその保護者です。詳しくは各保育園等にお問い合わせください。

保育園等での一時預かり

保育園等に通っていないお子さんの保護者で、急な傷病・入院、災害・事故、育児などに伴う心理的・肉体的負担の解消などのため、また、短時間勤務、職業訓練、就学などにより、緊急、一時的に家庭における育児が困難となった場合に利用できる制度です。下記施設で実施しています。

- 対象 満10か月以上就学前までの健康なお子さん
- 申込み 下記実施施設に事前に直接申込み
- 実施施設

人見こども園、中保育園、かずさあけぼの保育園、宮下どろんこ保育園

●利用時間

▶人見こども園、中保育園、かずさあけぼの保育園
月～金曜日 午前8時30分～午後5時

▶宮下どろんこ保育園

月～土曜日 午前7時～午後8時
なお日曜日・祝日(振替休日を含む)・年末年始はお休みです。定員に限りがあります。利用の際は、各園で事前登録等が必要です。園の行事などにより預かれぬ場合もありますので、利用の際は必ず事前にご確認ください。

●利用料金

園により料金設定が異なりますので、直接ご確認ください。

病児・病後児保育

市内在住の生後6か月から小学6年生までのお子さんが病気になる、保護者が仕事などの理由により日中の保育ができないときに、一時的に預かります。

- 対象 病気の急性期を過ぎて医師が利用可能と判断した児童
- 保育時間
月～金曜日 午前8時～午後6時
土曜日 午前8時～午後3時
※祝日・年末年始はお休みです。
- 費用 最初の5時間まで1,500円、以降1時間ごとに300円
- 施設 君津山の手病院 [マップ⑥E-3](#)
外箕輪4-1-5 ☎29-6969
- 事前登録
事前に「君津市病児・病後児保育事業利用登録票」を施設または保育課へ提出してください。
- 利用方法
主治医に相談のうえ、利用日の前日までに施設に連絡

学童保育

- 対象
就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない世帯の小学校に就学しているお子さん
- 開所時間 開所時間、保育料は各施設にお問い合わせください。
- 申込み 各放課後児童クラブまで

こども家庭相談 関こども家庭センター ☎32-1352

お子さんと家庭の問題について、保健師・社会福祉士・子育て支援推進員・家庭相談員等が相談に応じます。(48ページ)

子育て短期支援事業 関こども家庭センター ☎32-1352

保護者の疾病その他の理由により、家庭で一時的に困難になった場合にお子さんをお預かりする短期入所生活援助(ショートステイ)事業と夜間養護等(トワイライトステイ)事業をご利用いただけます。

なお、お子さんやその周囲の方が感染症にかかっているとき等のご利用できません。

- 対象
満2歳以上小学生以下の児童等又は緊急一時的に保護が必要な母子
- 内容

- ▶短期入所生活援助(ショートステイ)事業
お子さんを宿泊させる場合で、原則6泊7日まで
- ▶夜間養護等(トワイライトステイ)事業
平日の夜間又は休日にお子さんを預ける場合(宿泊は伴わない)
平日 午後5時から午後10時まで
休日 午前8時30分から午後5時まで
- ▶定員 両事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
あわせて1世帯(3人まで)

●利用料

■短期入所生活援助(ショートステイ)事業

年齢区分	負担額(1人1泊あたり)		
	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	その他の世帯
慢性疾患児	0円	1,100円	4,900円
その他の児童等	0円	1,000円	2,300円
緊急一時保護の母親	0円	300円	700円

■夜間養護等(トワイライトステイ)事業

利用区分	負担額(1人1回あたり)		
	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	その他の世帯
夜間	0円	400円	900円
休日	0円	400円	1,300円

●対象施設

- ▶児童養護施設 はぐくみの杜君津
糠田64 [マップ①B-4](#)
- ▶自立援助ホーム 人力舎君津
西坂田2-14-11 [マップ②E-4](#)

●申込み

こども家庭相談室まで、お電話でお問い合わせください。施設の予約状況等を確認のうえ、手続きをご案内します。

ファミリー・サポート・センター

関こども家庭センター

仕事やさまざまな事情で子育てを手伝って欲しい人と子育ての手伝いをしたい人が、それぞれ「利用会員」・「協力会員」になり、会員同士で子育てを支援する相互援助活動を行います。

●住所

久保3-1-1 君津市保健福祉センターふれあい館2階
[マップ①E-4](#) ☎57-2252
※本事業は、社会福祉法人君津市社会福祉協議会に運営委託しています

- 開所時間 月～金曜日午前6時から午後10時まで
(宿泊はできません)

- 対象 生後6か月から小学6年生までの児童の保護者(市内在住・在勤者)
①保育園や学校などの時間外の預かり
②保育施設等への送迎
③通院、冠婚葬祭、学校行事への参加、就職活動の時の預かり
④リフレッシュしたいときの預かり
※預かる場所は、原則として協力会員の自宅です。
※子どもが病気のときは預かれません。

●謝礼等

利用会員は協力会員に1時間あたり500円の謝礼を支払います。

- 登録 直接お問い合わせください。

児童手当 関こども政策課 ☎56-1128

中学3年生までのお子さんを養育している保護者に対して、児童手当法に基づき3歳未満の児童は一律1万5,000円、3歳以上小学校修了前の児童については第1子・第2子月額1万円、第3子以降月額1万5,000円、中学生一律1万円を支給する国の制度です。ただし、所得制限以上の保護者については児童一人につき月額5,000円の支給となります(所得制限額の目安として扶養家族3人で年収960万円です)。

●対象(資格)

中学3年生までのお子さんを養育している保護者(世帯の生計を維持している人)

●申し込み

こども政策課、各市民センターに用意してある「児童手当認

定請求書」を提出してください。出生・前市区町村の転出予定日・その他変更等の日付の翌日より15日以内に申し込み手続きをしてください(遅れると支給されない月が発生する場合があります)。

※公務員は勤務先で申請してください。

●必要なもの(申し込み時にそろえられなくても可)

請求者の健康保険証のコピー(国民年金又は年金未加入の人は不要です)※国民健康保険組合(全国土木を除く)で厚生年金に加入している人は、年金加入証明書が必要。印章(はんこ)、請求者の金融機関口座のわかるもの、請求者及び配偶者のマイナンバーがわかるもの及び本人確認書類(運転免許証など)その他、世帯の状況により、別途書類の提出をお願いすることがあります。

子ども医療費助成 関こども政策課

中学校3年生までのお子さんについて、保険診療分の医療費の一部(又は全部)を助成します。

●助成内容

0歳～中学校3年生の入院・通院・調剤に係る医療費。

●自己負担 無料

●助成の受け方

県内の医療機関では健康保険証と受給券を提示して受診します。県外などで健康保険証のみで受診した場合は助成金の申請が必要となります。

●必要な手続き

申請に必要なものをそろえてこども政策課、各市民センターへ。郵送も受け付けます。

▶受給券申請 出生・転入から1か月以内に受給券の申請をしてください(1か月を経過した場合、助成対象は申請日からとなります)。

▶助成金申請 医療費の支払いをした日の翌日から2年以内に申請をしてください。

●必要書類

▶受給券申請 印章(はんこ)、子ども医療費助成申請書、お子さんの健康保険証の写し(君津市国民健康保険の場合は不要)、保護者及びお子さんのマイナンバーがわかるもの、本人確認書類(運転免許証など)。転入時期に応じた(市町村民税所得課税証明書)の提出をお願いする場合があります。

※お子さんの健康保険証の写しは後日提出でも可。

▶助成金申請 君津市子ども医療費助成金給付申請書、領収証、銀行口座の分かるもの。

広告スペース

広告スペース

広告スペース

広告スペース



🌸 児童扶養手当 区こども政策課 ☎ 56-1128

父又は母がいない家庭(離婚、死別、未婚、父又は母が一定の状態の障害があるなど)でお子さんを養育する親などに手当を支給する国の制度です。

児童扶養手当額は、受給者本人の所得により変動します。ただし受給者本人及び同居の親族等の所得額による制限があります。受給要件や申請方法など詳しくはお問い合わせください。

●対象(資格)

18歳に達した最初の年度末(児童に一定の障害がある場合は20歳未満)までのお子さんを養育する父又は母がいない家庭の親など。

●申し込み 必要書類をそろえてこども政策課へ。

●必要書類

児童扶養手当認定請求書、戸籍謄本(親、児童分)、本人及び同居親族のマイナンバーがわかるもの、本人確認書類(運転免許証など)。その他父子・母子家庭となった事由により必要な書類があります。

🌸 ひとり親家庭等医療費助成 区こども政策課

ひとり親家庭などの保護者及びお子さんが医療機関で受診した保険診療分の医療費を助成する制度です。認定者には支給券を交付します。

●助成後の自己負担額

通院：一医療機関1回あたり300円

入院：入院費(入院時食事療養費標準負担額及び入院時生活療養費標準負担額を含む)1日当たり300円

調剤：なし(無料)

※ただし、市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯はすべて無料。

●対象(資格)

18歳(一定の障害がある場合は20歳未満)までのお子さんを養育するひとり親家庭の保護者及びお子さん。ただし、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

●申し込み

こども政策課に申請してください。必要書類など詳しくはお問い合わせください。

🌸 ひとり親家庭住宅手当 区こども政策課

ひとり親家庭における住生活の安定及び向上を図るとともにひとり親家庭の福祉の増進に寄与することを目的に住宅手当を支給します。受給要件や申請方法など詳しくはお問い合わせください。

🌸 ひとり親家庭自立支援給付金 区こども家庭センター

●自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座を受講するひと

り親家庭の父又は母に対し、受講料の一部を支給します。

▶対象 次の①～③をすべて満たす人

- ①20歳未満の子を養育している
- ②児童扶養手当受給中か同様の所得水準にある
- ③過去に本給付金を受給していない

▶支給額 受講料の60%に相当する額(上限額20万円、受講料が1万2,000円以下の場合対象外) 受講前にこども政策課にご相談ください。

●高等職業訓練促進給付金

1年以上の養成機関で修業し、資格取得が見込まれるひとり親家庭の父又は母を対象に生活費の負担を軽減するため給付金を支給します。

▶対象 次の①～④をすべて満たす人

- ①20歳未満の子を養育している
- ②児童扶養手当受給中か同様の所得水準にある
- ③仕事又は育児と修業の両立が困難
- ④過去に本給付金を受給していない

▶対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他市長が認める資格

▶支給内容 修業する期間(上限36か月)。4年課程が必須となる資格は48か月。課税状況により、月額7万500円、又は月額10万円

🌸 母子・父子・寡婦福祉資金貸付 区こども家庭センター ☎ 32-1352

母子、父子家庭の親、寡婦が事業を始めたり、子どもが高校、大学に就学(在学中を含む)したりする場合など、これらに要する費用を貸付けます。

●種類

事業開始資金、修学資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、就学支度資金、修業資金、住宅資金など県が実施する事業です。

貸付には条件がありますので、お問い合わせください。

🌸 私立幼稚園無償化 区保育課 ☎ 56-1184

入園料・保育料が無償になります。無償化には上限があります。

●対象

私立幼稚園等に在園している満3歳児から5歳児までの市内在住の園児の保護者

●申請

申請書類は、各幼稚園から配布されますので、各幼稚園を通じて申請してください。市外の幼稚園に通っている場合も対象となりますので、申請書類の配布がない場合は、在園する幼稚園へお問い合わせください。

学校教育

🌸 小・中学校への入学 区学校教育課 ☎ 56-1421

毎年1月下旬に入学通知書を送ります。通知書が届かない場合は学校教育課へお問い合わせください。

●小学校入学前の健康診断

毎年9月ごろ、翌年小学校に入学するお子さんのいる家庭に、学校教育課から就学時健康診断通知書を送ります。必要事項を記入し、指定の日に指定された小学校で受診してください。

🌸 小・中学校の転校手続き 区学校教育課

●転入

住民票の転入届を出すと転入学通知書が交付されて、通学する学校が指定されます。転入学通知書・前学校の在学証明書・教科書給与証明書を持って、指定された学校へ行ってください。

●市内転居

市内転居でも学校が変わることがあります。事前に教育委員会へ問い合わせ、確認をしてください。学校が変わる場合は、住民票の転居届を出した後に、転入と同様の手続きをしてください。

●転出

学校から関係書類をもらって転出先へ行ってください。書類作成には時間がかかることもありますので、早めに学校へ依頼してください。また、市区町村によって転入学手続は多少異なりますので、転出先の教育委員会に確認してください。

生涯学習

🌸 まちづくり ふれあい講座

区生涯学習文化課 ☎ 50-3980

皆さんの学習会などへ市の職員が講師として出向き、市の事業や施策などをご紹介します。

●講座内容

暮らしと安全、健康と福祉と環境、教育と文化とスポーツ、まちづくりと市政など、さまざまな分野の講座があります。詳しくは市役所生涯学習文化課、公民館、市民センターに設置のパンフレット又は市ホームページをご覧ください。

●対象

市内在住・在勤・在学の方で、10人以上の団体・集まり。個別相談や、営利・宗教活動など、講座の趣旨に合わないと考えられる場合はお受けできない場合もあります。

●開催時間

平日・土曜・日曜の午前10時～午後9時までの2時間以内

●開催場所

市内に限ります。会場の手配や当日の進行などは、申込者

🌸 就学援助

区学校教育課

経済的な理由で小・中学校への就学が困難なお子さんが安心して教育を受けられるように、給食費・学用品費などを支給しています。また、むし歯・中耳炎などの治療に、医療券を交付しています。詳しくは、学校又は学校教育課へお問い合わせください。

🌸 特別支援教育就学奨励費

区学校教育課

就学に際しての経済的負担を軽くするために補助する制度です。対象は公立の小・中学校の特別支援学級に就学しているお子さんと、普通学級に在籍して、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するお子さんです。詳しくは学校又は学校教育課へお問い合わせください。

🌸 君津市教育支援センター(きみつメイト)

区教育センター ☎ 56-1618

君津市教育支援センター「きみつメイト」は、様々な理由で学校へ行けない小中学生を対象に、通所による支援を行います。不登校の悩みを持つ保護者からの相談にも応じます。

●住所 糠田103-1 [マップ①B-4](#)

●開所時間 月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後3時

でお願いします。

●受講料

無料です。

●申し込み

希望日の20日前までに生涯学習文化課に申込書持参、又は郵送してください。申込書は生涯学習文化課、公民館、市民センターにあります。(市ホームページでもダウンロード可能です)

🌸 地区文化祭

区生涯学習文化課・公民館

10月～11月にかけて、市内各公民館で市民の皆さんが日頃の学習成果を発表します。また、地域の特色あふれる特別企画などを実施します。開催日時は9月～10月ごろにお知らせします。

●主な催し物

地域サークル等による伝統・芸能・文化・音楽に関する発表、美術品・手工芸品の展示、活動紹介、参加体験活動、交流活動、公民館主催事業の発表・展示、地域団体・学校等による作品展示・発表、地域・時事テーマに沿った特別企画など

広告スペース

広告スペース

広告スペース

広告スペース



ごみ

固清掃事務所 ☎ 52-5353 環境衛生課 ☎ 56-1224

ごみステーションの利用

●基本的ルール

ごみを出すときは、可燃ごみ、不燃ごみ・有害ごみ及び資源ごみ(14品目)に分別し、地区ごとに定められた収集日の朝6時から8時までに出してください。

ごみステーションに粗大ごみは出せません。

また、ごみステーションは利用者の皆さまで管理していただきますので清潔保持に努めましょう。

●出し方

■一般ごみステーションに出せるもの

可燃ごみ	不燃ごみ	有害ごみ
君津市指定の可燃ごみ袋に入れて出す	君津市指定の不燃ごみ袋に入れて出す	中身の見える程度のレジ袋等に入れて品名を書いて出す

■資源ごみステーションに出せるもの

缶・びん	紙類	繊維類
洗って、指定の回収箱に入れる	種別に分けて、ひもでしばって出す	透明な袋又はしばって出す
ペットボトル キャップを外し、洗って中身の見える程度のレジ袋等に入れて出す		容器包装プラスチック 洗って中身の見える程度のレジ袋等に入れて出す

※詳しくは、きみつくクリーンガイドブックをご確認ください。

●君津市指定ごみ袋の販売価格

	可燃	不燃
ミニ(10ℓ)	100円/10枚	-
小(20ℓ)	200円/10枚	200円/10枚
中(30ℓ)	300円/10枚	300円/10枚
大(40ℓ)	400円/10枚	400円/10枚

※販売は10枚単位での販売です。

清掃工場への自己搬入する場合

●基本的ルール

品目ごとに清掃工場内で降ろす場所が違いますので必ず分別してください。

また、1度に搬入いただける量は200kgまでとなります。

●搬入場所・受付時間

▶所在地 三直1552-35 [マップ⑦C-1](#)

▶受付日 月曜日から土曜日(祝日も受付を行っています)

▶休業日 日曜日及び1月1日から3日

▶受付時間 午前9時から11時30分まで
午後1時から4時まで

●処理料金

品目	料金	備考
可燃ごみ・不燃ごみ	180円/10kg	指定袋で搬入した場合は無料
有害ごみ	無料	ライターと電池(乾電池・ボタン電池)に分けて搬入してください
粗大ごみ	430円/点	
資源ごみ	無料	基準を満たしていないものは可燃ごみ又は不燃ごみとなります
せん定木等(総量50kg以下)	80円/10kg	-
せん定木等(総量50kgを超える)	170円/10kg	全重量が170円/10kgになります

粗大ごみの出し方

●粗大ごみ

基本的には指定ごみ袋の大(40ℓ)に入りきらないものが粗大ごみとなります。

※ただし、石油ストーブなど一部例外があります。

①市に収集を申し込む場合

収集を希望されるお宅の敷地内の屋外で収集します。

粗大ごみ収集日の2営業日前(申し込みは平日のみ)までに清掃事務所(☎52-5353)にご連絡いただき、申し込みを行います。1度に収集できるのは5点までで、1点につき1枚、粗大ごみ処理券(860円/枚)を貼付していただきます。

②清掃工場に搬入する場合

月曜日から土曜日(1月1日から3日を除く)の受付時間内にお持ち込みください。

ペット(犬・猫など)の死体

飼っている犬や猫・小動物がなくなった場合は、清掃事務所(☎52-5353)にて有料で引き取ります。

ペットの犬がなくなった場合は、鑑札を一緒にお持ち込みください。

料金については次表のとおりです。

ご自宅での引き取りの場合	清掃工場へ搬入の場合
1,620円/匹	540円/匹

ごみ収集日

ごみステーションでのごみ収集は、次の日程で実施しております。

住居表示と地区名が異なる場合がありますので必ず事前に確認してください。

なお、1月については1日から3日までは収集を行わないため、収集日がずれる場合がありますので、必ずきみつくクリーンカレンダーを確認しましょう。

コース	地区	可燃	不燃・有害	缶・びん	紙・繊維	ペット・プラ	粗大
1	三直・内箕輪・法木作	火・金	第2週月	第2・4週月	第1・3週月	第1~4週月	第3週木
2	八重原	火・金	第4週月	第2・4週水	第1・3週水	第1~4週水	第4週月
3	外箕輪	火・金	第1週水	第2・4週金	第1・3週金	第1~4週金	第3週木
4	空師	火・金	第2週水	第1・3週火	第2・4週火	第1~4週火	第3週木
5	南子安	月・木	第4週金	第2・4週水	第1・3週水	第1~4週水	第3週月
6	北子安	月・木	第1週金	第2・4週金	第1・3週金	第1~4週金	第3週月
7	坂田・東坂田・西坂田	水・土	第3週木	第2・4週火	第1・3週火	第1~4週火	第3週火
8	君津台・高坂	水・土	第4週月	第1・3週水	第2・4週水	第1~4週水	第3週火
9	大和田	水・土	第3週火	第2・4週月	第1・3週月	第1~4週月	第3週水
10	大和田社宅	水・土	第1週火	第2・4週月	第1・3週月	第1~4週月	第4週金
11	神門	水・土	第1週月	第2・4週月	第1・3週月	第1~4週月	第3週金
12	人見・中富飛地	水・土	第1週月	第2・4週火	第1・3週火	第1~4週火	第3週水
13	中野	月・木	第2週金	第1・3週水	第2・4週水	第1~4週水	第3週金
14	久保・南久保・北久保・台	月・木	第1週火	第1・3週月	第2・4週月	第1~4週月	第3週金
15	陽光台	水・土	第2週月	第2・4週火	第1・3週火	第1~4週火	第3週火
16	貞元地区	火・金	第1週木	第2・4週金	第1・3週金	第1~4週金	第4週火
17	周南地区	火・金	第1週水	第1・3週月	第2・4週月	第1~4週月	第4週水
18	小糸地区	水・土	第2週木	第1・3週金	第2・4週金	第1~4週金	第4週木
19	清和地区	火・金	第2週水	第1・3週火	第2・4週火	第1~4週火	第4週木
20	小櫃地区	月・木	第2週火	第1・3週木	第2・4週木	第1~4週木	第4週火
21	久留里地区	水・土	第1週月	第2・4週木	第1・3週木	第1~4週木	第4週火
22	松丘地区	月・木	第2週火	第1・3週木	第2・4週木	第1~4週木	第4週水
23	亀山地区	月・木	第1週金	第2・4週木	第1・3週木	第1~4週木	第4週水

広告スペース

広告スペース

広告スペース

広告スペース



生ごみ肥料化容器・生ごみ処理機購入費助成

家庭から出る可燃ごみの50%を占める生ごみを堆肥化し、有機肥料として有効活用することができる生ごみ肥料化容器及び生ごみ処理機の購入費用を一部助成しております。

購入前に環境衛生課(☎56-1224)にご相談ください。

●補助条件

- ①市内に住所を有している者であること。ただし、法人を除く。
- ②市内の販売業者から購入するものであること。

●助成金額

品名	助成額	限度
コンポスト容器・EM容器	購入費1/2(100円未満切り捨て)又は3,000円のいずれか低い額	1世帯2容器まで
家庭用生ごみ処理機	購入費1/2(1,000円未満切り捨て)又は20,000円のいずれか低い額	1世帯5年度につき1基まで

使用済み小型家電の拠点回収

使用済み小型家電(携帯電話やパソコンなど)を清掃工場にお持ち込みいただいたものに限り、無料で回収しています。

対象製品については、清掃事務所(☎52-5353)までお問い合わせいただき、月曜日から土曜日(1月1日から3日を除く)の受付時間内に清掃工場へお持ち込みください。

ただし、事業等に使用していた小型家電は対象外です。

処理困難物

ご家庭から出るごみであっても、市で適正な処理が困難なため、次のようなものは受け入れをお断りする場合がございます。

- ①家電リサイクル法対象製品
(テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵(冷凍)庫)
- ②自動車、オートバイ
- ③消火器
- ④パソコン、ノートパソコン
(清掃工場への持ち込みのみ回収可)
- ⑤有毒性のある薬品、農薬
- ⑥ガソリン・軽油・灯油・混合オイル
- ⑦ガスボンベ
- ⑧在宅医療器具(注射器、注射針)
- ⑨液体状のもの(ペンキなど)
- ⑩粉上のもの(石灰など)
- ⑪石、砂、コンクリート
- ⑫大型・堅牢な金属類、機械類

⑬その他(FRP製品)、建築廃材

※あくまで一例です。判断のつかないものは清掃事務所(☎52-5353)にご確認ください。

上水道

☎かずさ水道広域連合企業団
☎0438-38-3276(代)

●所在地 木更津市潮見2-8

●こんなときは届出を

- ①引っ越しをした(する)とき
 - ②長期間水道を使わないとき
 - ③使用者の名義を変更するとき
 - ④支払方法を変更したいとき
- ※①②の手続きはインターネットからも手続きすることができます
☎〒299-1144 君津市東坂田4-10-34
君津営業所(ヴェオリア・ジェネッツ(株)) ☎56-0076

●水道料金の支払方法

利用することができる支払方法は次の2つです。

●口座振替

支払いに行く手間が省け、支払い忘れや二重納付防止につながります。

●納入通知書払い

指定の窓口、スマートフォンアプリで支払うことができます。
※口座振替に関する手続き、取り扱い可能な金融機関や指定の窓口などについては、君津営業所までお問い合わせください

水道料金 = 基本料金 + 水量料金

■基本料金(2か月につき・税込)

メーターの口径	料金	メーターの口径	料金
20mm以下	2,277円	65mm	87,208円
25mm	4,554円	75mm	130,185円
30mm	10,120円	100mm	260,139円
40mm	21,252円	125mm	366,300円
50mm	56,881円	150mm	653,400円

■水量料金(税込)

使用水量	1mにつき	使用水量	1mにつき
1~20m ³	151円80銭	101~200m ³	463円10銭
21~40m ³	259円60銭	201~500m ³	509円30銭
41~60m ³	295円90銭	501m ³ 以上	557円70銭
61~100m ³	425円70銭		

※検針・請求は2か月ごとに行います。

●漏水しているとき

●水道メーターから家中までの漏水

指定給水装置工事事業者に連絡し、修理を行ってください。指定給水装置工事事業者の詳細については、かずさ水道広域連合企業団のホームページをご覧ください。

※修理や工事の費用は自己負担となります。

※指定給水装置工事事業者により修理内容、費用が異なるため、複数社へご相談ください。

●道路などからの漏水

かずさ水道広域連合企業団施設管理課へご連絡ください。

☎0438-23-0743

●休日・夜間緊急漏水時

かずさ水道広域連合企業団へご連絡ください。

☎0438-23-0743

※状況により修理や工事の費用は自己負担となります。

■水道に関する各お問い合わせ先一覧

内容	お問い合わせ先
水道料金・使用水量	君津営業所
使用者の名義変更	(委託業者 ヴェオリア・ジェネッツ(株))
給水装置の所有者変更	☎0439-57-0076
開栓・閉栓の申し込み	休業日 日曜、祝日、年末年始
給水装置	
水道の新設・撤去など	工務課 給水装置班
指定給水装置工事事業者	☎0438-38-4609
水質	施設管理課 施設維持班
	☎0438-38-4998
道路などからの漏水	
赤水・出水不良	施設管理課 管路維持班
断水事故	☎0438-23-0743

下水道(君津富津広域下水道組合)

☎君津富津広域下水道組合
☎56-1258(管理課) FAX 56-1259

●住所 久保2-13-1 [マップ①E-4]

●下水道使用料

家庭の台所や風呂場、トイレからの排水などは、下水道管を通じて終末処理場に集められ、きれいな水に処理されて海に放流されます。

そのための終末処理場や下水道管の維持管理費のうち処理にかかる経費の一部を負担するものです。

●算出方法

下水道使用料は、水道などの使用水量を基準に算出し、2か月に一度水道料金とあわせてかずさ水道広域連合企業団から請求します。

使用水量	下水道使用料(税込)	
0m ³ ~20m ³	基本使用料	1,980円
21m ³ ~60m ³	1m ³ につき	176円
61m ³ ~100m ³		190.3円
101m ³ ~200m ³		220円
201m ³ ~600m ³		248.6円
601m ³ ~2,000m ³		262.9円
2,001m ³ ~		278.3円

●排水設備等改造工事助成制度

水洗トイレの普及、公衆衛生の向上のため、下水道の処理開始から3年以内にくみ取り式便所又は浄化槽を廃止して、下水道に接続する工事をした場合、補助金又は利子補給金を交付しています。

●補助金

▶交付の対象(すべてに該当すること)

- ①対象区域内の所有者又は占有者であって、処理開始日から3年以内に汲み取り便所又は浄化槽を廃止して公共下水道へ接続する水洗便所改造工事を行うこと
 - ②下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと
 - ③公共下水道へ接続する水洗便所改造工事を行う者が、国又は地方公共団体、その他の公法人でないこと(個人だけでなく事業所も補助対象)
- ※申請は、工事着手予定の7日前までに、申請書に関係書類を添えて提出してください。ただし、この関係書類は専門知識が必要なため指定工事店に相談してください。
(下水道処理開始後の新設家屋は対象外)

工事の内容	補助金額
くみ取り便所を水洗便所に改造する工事	建物1棟に付属する大便器が1個のとき3万円。 2個以上の場合は、1個増すごとに1万円を加算した額。
浄化槽を廃止して水洗便所に改造する工事	浄化槽1基に接続する大便器が1個のとき2万円。 2個以上の場合は、1個増すごとに5千円を加算した額。 ただし、30万円を限度とする。

●利子補給金

公共下水道に接続した水洗トイレの改造資金として、金融機関から融資を受けた場合、その返済にかかる利子を補給します。ただし、対象となる融資の額は、利子補給対象額以内

広告スペース

広告スペース

広告スペース

広告スペース



となります。
 利子補給を希望する場合には工事を契約する前に指定工事店に申し出てください。

受益者負担金

下水道の整備により特別の利益を受ける人から、その受ける利益の限度において下水道建設費の一部を負担していただくものです。

土地に対して1回限り賦課されるもので、1㎡あたりの負担金額を決定して計算されます。

納付義務者は賦課対象区域の土地所有者又は土地に対して権利を持っている人(地上権、借地権など)です。

環境

環境グリーン推進課 ☎56-1296

住宅用省エネルギー設備等設置補助金

地球温暖化を防止し、環境負荷を低減させる省エネ設備を設置する方に対し、設置費の一部を補助します。停電時の非常用電源としても有効です。

- 補助対象設備
 - ・住宅用太陽光発電システム・家庭用燃料電池システム(エネファーム)・定置用リチウムイオン蓄電システム・窓の断熱改修・電気自動車・V2H充放電設備

- 補助対象者
 - 市税の滞納がなく、自らが居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する方。工事の着工前、または購入前に申請し、期限までに実績報告が必要です。

※申請方法、補助対象設備、補助金額など、年度によって異なることがありますので、お問い合わせください。

環境衛生課 ☎56-1273

浄化槽の保守点検と清掃

浄化槽を使っている家庭では、浄化槽法により維持管理が義務付けられています。保守点検は千葉県に登録されている業者に、清掃については市の許可業者に依頼し、維持管理を行ってください。また、法律で年1回の水質検査が義務付けられています。

- 家庭でできる管理
 - ①プロアー(モーター)の電源を切らない
 - ②劇薬や洗剤を使わない
 - ③水はきちんと流す
 - ④トイレトーパーを使う
 - ⑤異常な臭気が出たり、モーターが止まったりしたら、直ちに専門業者に連絡する

市が許可している清掃業者(令和2年2月19日現在)

業者名	事業所所在地	電話番号(0439)
(有)君津清掃社	中野1-26-34	52-5128
(有)小櫃清掃社	寺沢156	35-3625
(株)ホワイト	外箕輪4-10-2	52-3848
(株)君津清掃設備工業	山本1536	35-2530
日本ビル防災(株)	郡3-10-10	53-0261

高度処理型浄化槽設置補助

下水道処理(予定)区域や農業集落排水事業計画区域などは対象にならないなど、交付には条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

ペット

犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上は、狂犬病予防法により、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。

市では、毎年4月に市内各地に会場を設けて、犬の登録と狂犬病予防注射を行っています。会場に来られない場合は、動物病院で注射を受け、動物病院発行の注射済証を持参のうえ、環境衛生課又は各市民センターで申請の手続きをしてください。交付される鑑札と注射済票は、必ず犬に付けてください。なお、市内の動物病院で注射を受けた場合は、その場で注射済票を交付しています。また、登録が済んでいない場合には、併せて鑑札を交付しています。

手数料

新規に登録する場合	登録手数料	3,000円
	注射済票交付手数料	550円
登録済の場合	注射済票交付手数料	550円

※上記手数料には、注射料金は含まれません。

●次の場合は30日以内に環境衛生課に届け出をしてください

- ①飼い犬が死亡したとき
 - ②飼い犬の所在地が変わったとき
 - ③飼い主の住所や氏名が変わったとき
 - ④飼い主が変わったとき
- ※すでに市町村に登録されている犬をペットショップ等で購入し、飼い始めた場合も届け出が必要です。鑑札を持参し、環境衛生課に届け出をしてください。

●犬の転入・転出

君津市へ転入し、前住所ですでに登録をされている方は、前住所で交付された鑑札を持参してください。

君津市から転出するときは、君津市への届け出は必要ありません。転出先の犬の登録担当窓口へ君津市の鑑札を持参し、手続きしてください。

●犬・猫に関する相談

君津市を管轄する君津健康福祉センター(保健所)では、犬・

猫の飼い方などに関する相談を受け付けています。

君津健康福祉センター ☎0438-22-3745
 ※野犬の捕獲は君津健康福祉センター(保健所)へ。

自転車等

自転車駐車場

●北口自転車駐車場

▶所在地 東坂田1-1-4
 マップ①B-3



●南口自転車駐車場

▶所在地 東坂田1-389-2
 マップ①C-3



●利用できる車両

自転車、原動機付自転車、普通自動二輪車(125cc以下)

●定期利用申し込み

▶新規申し込み

各管理事務所で随時受付をしていますので、直接申し込みをしてください。(利用単位は、1月、6月、12月です。)

▶更新手続き

各駐車場内に設置されている自動更新機で手続きを行ってください。

●必要なもの

利用料金、住所・氏名が確認できる公的な身分証明書(マイナンバーカード(通知カードは不可)・運転免許証・パスポート・健康保険証など)、学生は併せて学生証(学生証のない新生は合格通知書)

●受付日時及び管理人駐在時間

▶月～金曜日

- ・午前6時～午前10時(北口、南口に各1名駐在)
- ・午前10時～午後6時(北口、南口どちらかに1名駐在)

▶土曜日

- ・午前6時～午後2時(北口、南口どちらかに1名駐在)
- ・午後2時～午後6時(北口、南口に各1名駐在)

環境設計画課 ☎56-1261

●利用料金の免除

定期利用者で次の人は、利用料金が免除されます。

- ①生活保護を受給している世帯の人
- ②身体障害者手帳を持っている人
- ③療育手帳を持っている人
- ④精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- ⑤ひとり親家庭で配偶者のない人のうち、18歳未満の人を扶養している人及びその人に扶養されている18歳未満の人など

●自転車駐車場の管理・運営に関するお問い合わせ

(令和2年4月現在)

指定管理者：アマノマネジメントサービス株式会社
 ・北口自転車駐車場 ☎0439-55-8566
 ・南口自転車駐車場 ☎0439-55-5478

●自転車駐車場の利用料金

(令和2年4月現在)

※詳細は市ホームページをご覧ください。



●君津駅周辺放置自転車対策

市民活動支援課 ☎56-1225

公共の場所での自転車放置を防止し、良好な都市環境と皆様の生活の安全を図ることを目的に、自転車の放置防止に関する条例を制定し、君津駅周辺を自転車放置禁止区域に指定しています。

禁止区域内に自転車が放置(直ちに移動できない状態)された場合、自転車の移送、撤去などを行っています。
 ルールを守って、自転車駐車場を利用しましょう。

広告スペース

広告スペース

広告スペース

広告スペース



市の防犯対策

☎市民生活課 ☎56-1556

犯罪の発生を防止し、市民が安心して暮らせる生活環境を実現するために、平成21年4月に「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を施行しました。

この条例に基づき、市民一人ひとりが「地域の安全は自分たちで守る」という意識を高め、市民、自治会等、事業者及び市が各々の役割を適切に分担し、相互に協働しながら安全で安心なまちづくりを推進しています。

①防犯パトロール支援用品の支給

自治会や地域的な共同活動を行う団体で、防犯パトロールを平均月1回以上実施することが可能であれば、防犯パトロールに必要な帽子、腕章、夜光ベスト、タスキ、誘導灯等を支給して活動を支援します。

令和元年度現在、市内で67団体が活動しており、地域や通学路などの防犯パトロールを実施しています。

②犯罪・不審者情報の配信

市内で発生した犯罪及び不審者の情報について、警察署からの提供を受け、登録された携帯電話へ「携帯メール配信サービス」により配信しています。

③青色回転灯車両による防犯パトロール

市では、通学路や住宅街を中心に、市内全域を昼間から夜間にかけて青色回転灯を装備した車両により、パトロールを実施しています。

防犯協会においてもボランティアの防犯指導員が、青色回転灯装備車により、それぞれの地域の防犯パトロールを実施しています。

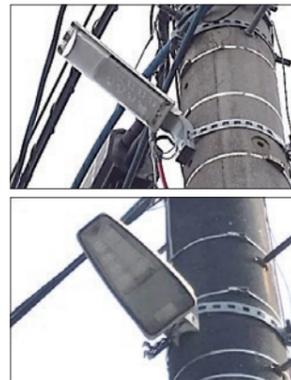
④防犯灯の設置

夜間における通行者の安全性を高めるため、市では地域の生活道路や通学路、住宅街の電柱等に防犯灯を設置しています。

防犯灯が設置されている電柱等には、青色又は緑色の管理プレートが付いています。

夜になっても点灯しないなど、防犯灯の不具合にお気づきの際は、管理プレートの番号と共に、市民活動支援課へご連絡ください。

防犯灯(LED灯)



管理プレート
(緑色又は青色)



☎市民生活課 ☎56-1483

自治会

自治会活動の基本的な考え

- 地域の生活環境をよくするため、地域について考え、協力し、住み良い「まちづくり」を進めましょう。
- 地域の人間関係をよくするため、相互に、気楽に交流を深め、地域の生活を楽しみ、親睦を図りましょう。
- 地域の住民が相互に助け合うため、お互いに理解を深めましょう。

自治会は、一定の地域に住む住民相互の親睦を図るとともに、地域におけるさまざまな問題の解決に取り組んでいる自主的な任意の団体です。ぜひ、加入しましょう。

●主な活動内容

- ・防犯活動
- ・地域の環境美化活動
- ・災害時の助け合い など

●自治会加入方法

お住まいの地区の自治会長へ申し出てください。自治会長がわからない場合はお問い合わせください。

広告スペース

広告スペース



市民センター

月曜日から金曜日(祝日、12月29日から1月3日を除く)午前8時30分～午後5時15分に業務を行っています。

名称	所在地	電話	FAX	地図座標
小糸地域市民センター	糠田55	32-3111	70-1011	①B-4
清和地域市民センター	西栗倉36	29-7537	29-7538	③B-2
小櫃地域市民センター	末吉128	35-3111	70-3001	⑫A-2
上総地域市民センター	久留里市場192-5	27-3111	50-5001	⑫B-5

コミュニティセンター

神門コミュニティセンター ☎87-1958

▶所在地 人見1462-41 [マップ②B-2](#)
▶施設概要 大小会議室・和室2室(10畳×2)
調理実習室、浴室・読書コーナー

▶利用時間 午前9時～午後5時
浴室は午後0時～午後4時
(受付時間は午前11時45分～午後3時30分)

▶使用料金 浴室利用のみ以下の使用料金ががかかります(その他施設は無料)
市内に在住する者 小人(中学生以下) 無料
大人(高校生以上) 1回につき200円
市外に在住する者 1回につき300円
▶休館日 毎週月曜日及び12月28日～1月3日

貞元コミュニティセンター ☎52-8030

▶所在地 上湯江1287-3 [マップ⑥B-3](#)
▶施設概要 大小会議室・和室2室(12畳×2)
調理実習室、談話室

▶利用時間 午前9時～午後5時
▶休館日 毎週月曜日及び12月28日～1月3日

保健・福祉施設

老人憩いの家すえよし ☎35-4426

▶所在地 末吉1068-3 [マップ⑫A-3](#)
▶施設概要 浴場、休憩ホール、娯楽室
※入浴に必要な道具は持参してください。

▶開館時間 午前10時～午後6時
▶入浴時間 午前10時30分～午後5時30分
▶休館日 毎週月曜日
▶入浴料金 市内在住60歳以上の方 無料
市内在住60歳未満の方 100円
市外の方 300円

松丘コミュニティセンター ☎29-2321

▶所在地 広岡1840-1 [マップ⑬C-1](#)
▶施設概要 大小会議室・和室2室(12畳×2)
調理実習室、談話室・工芸室

▶利用時間 午前9時～午後5時
▶休館日 毎週月曜日及び12月28日～1月3日

南子安コミュニティセンター ☎52-5188

▶所在地 南子安2-1-28 [マップ③E-5](#)
▶施設概要 大小会議室・和室2室(10畳・8畳)

▶利用時間 午前9時～午後5時
▶休館日 毎週月曜日及び12月28日～1月3日

亀山コミュニティセンター ☎70-7117

▶所在地 坂畑321-1 [マップ⑬D-2](#)
▶施設概要 大小会議室・和室2室(10畳、15畳)
調理室、談話室・工芸室

▶利用時間 午前9時～午後5時
▶休館日 毎週月曜日及び12月28日～1月3日

地域福祉推進センターゆうゆう館 ☎54-7022

▶場所 人見2-5-31 [マップ②D-4](#)
▶施設概要 大会議場、小会議場

▶開館時間 午前9時～午後5時
▶休館日 毎週月曜日

幼児ことばの相談室 ☎57-2254

(新規の予約はこども家庭センター☎32-1352へお電話ください)

ことばの遅れや発音が心配な就学前の幼児の相談や療育支援に関する相談に応じます。

▶場所 保健福祉センター3階 [マップ①E-4](#)
▶開設日 月曜日～金曜日(祝日を除く)
▶開設時間 午前8時30分～午後5時15分
(面談は午前9時～午後4時30分)

施設一覧



君津市福祉作業所

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス(就労継続支援B型)を提供し、身体障害者及び知的障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

●ふたば園 外箕輪 1039-5 [マップ⑦B-3](#) ☎55-8234

●ミツバ園 坂田 396-4 [マップ③A-3](#) ☎54-2948

生きがい支援センター ☎32-5651

おおむね60歳以上の高齢者の生きがい活動を支援し、自立した生活の確保を図るための介護予防施設です。

▶所在地 糠田 103-1 [マップ⑩B-4](#)

▶施設概要 機能回復訓練室、会議室、調理実習室、休憩室

▶休館日 土・日曜日、祝日、年末年始(12/28～1/4)

▶利用時間 午前9時～午後4時30分

▶使用料金 無料(ただし、教材費や食材費は利用者負担となります。)

保健福祉センター(ふれあい館) ☎57-2230

▶所在地 久保 3-1-1 [マップ①E-4](#)

▶施設案内

1階 保健センター(健康づくり課)
主な部屋: 集団指導室、歯科保健室、栄養指導室、調理実習室、保健相談室、会議室

2階 老人・身体障害者デイサービスセンター、ファミリーサポートセンター

3階 地域福祉センター(社会福祉協議会、ボランティアセンター、ふれあい相談室)、幼児ことばの相談室
主な部屋: 作業多機能室、グループ団体室、休養室、朗読室、資料室

▶休館日 土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

▶利用時間 午前8時30分～午後5時

▶使用料金 無料

漁業資料館 ☎55-8397

過去に君津市で行っていたノリづくりや漁業に使用していた道具の展示を行い、当時の漁業の様子を想像しながら学ぶことのできる施設です。

▶所在地 人見 1294-14 [マップ②C-3](#)

▶施設案内 資料館

▶開館時間 午前9時～午後4時30分

▶休館日 毎週月曜日(祝日に重なる場合は翌火曜日)、国民の祝日、年末年始(12/28～1/4)

▶入館料 無料

▶ノリつけ体験 10人以上から申し込み(無料、要予約)

図書館

図書館には、こどもから大人まで生活や仕事に役立つ本、地域に関する本、CDやDVDなどさまざまな資料があります。

▶利用案内

●資料を借りるには、「図書館利用券」が必要です。免許証・保険証など住所・氏名が確認できるものをご用意のうえ、お申し込みください。有効期間は5年間です。

●資料の貸し出しは、本・雑誌は10冊まで、CD・DVDは2点まで、おもちゃ・複製絵画は各1点まで2週間(複製絵画のみ4週間)借りられます。

●図書館のホームページからは蔵書検索、資料の予約、利用状況の確認・延長ができます。

URL <https://www.city.kimitsu.chiba.jp/library/index2.htm>

▶中央図書館には有料の会議室・視聴覚室があります。会議室受付 ☎57-6838

▶中央図書館のほか、分室が6室、移動図書館があります。利用券は市内共通です。



生涯学習・教育・文化施設

公民館

▶休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12/28～1/4)、その他 特別な事情による臨時休館日

▶開館時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後10時 日曜日 午前9時～午後5時

※児童室は曜日に関わらず、5時までの利用となります。

▶使用料 使用目的によって、無料・有料が異なります。

名称	所在地	電話	FAX	地図座標
君津市生涯学習交流センター(君津中央公民館)	久保 2-13-2	50-3980	54-9888	①D-4
八重原公民館	南子安 9-17-2	55-1840	55-1940	⑦B-1
周西公民館	人見 4-11-21	57-6080	55-8852	②D-5
周南公民館	大山野 26	52-4915	52-4918	⑨B-4
小糸公民館	糠田 55	32-2184	32-2185	⑩B-4
清和公民館	西栗倉 36	32-1350	29-7538	⑬B-2
小櫃公民館	末吉 128	35-2488	35-2418	⑫A-2
上総地域交流センター(上総公民館)	久留里市場 192-5	27-3181	27-3182	⑫B-5

君津市民文化ホール ☎55-3300

▶所在地 三直 622 [マップ⑦B-3](#)

▶施設案内 大ホール(収容1,200人)・中ホール(収容502人)・リハーサル室・練習室1・練習室2・会議室・和室1～3・ギャラリー

▶開館時間 午前9時～午後9時30分

▶休館日 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は、その翌日)、国民の祝日の翌日、年末年始(12/28～1/4)

▶利用料 有料

久留里城址資料館 ☎27-3478

房総の名城として知られる久留里城の二の丸跡に建てられた資料館

▶所在地 久留里 448-1 [マップ⑫B-5](#)

▶施設案内 天守閣(本丸跡)・資料館(二の丸跡)

▶開館時間 午前9時～午後4時30分

▶休館日 毎週月曜日(祝日の場合は開館し、翌日休館) 祝日の翌日・年末年始(12/28～1/4)

▶入館料 無料

スポーツ施設

小糸スポーツ広場 ☎32-5232

▶所在地 塚原 51 [マップ⑩B-4](#)

▶開場時間 火～日曜日 午前8時30分～午後5時

▶休場日 月曜日(祝日の場合は翌平日)、12/29～1/3

■野球場(有料)

▶使用できる種目 軟式野球、ソフトボール等

■自由広場(無料)

▶使用できる種目 グラウンド・ゴルフ等

小櫃スポーツ広場 ☎57-2256 健康スポーツ課

▶所在地 末吉 1005-1 [マップ⑫A-3](#)

▶施設 野球場、ゲートボール場

▶開場時間 午前8時30分～午後5時

▶利用料金 無料

▶使用できる種目 軟式野球、ソフトボール、ゲートボール等

施設一覧



久留里スポーツ広場

☎ 57-2256 健康スポーツ課

- ▶所在地 久留里市場 368-1 [マップ⑫B-5](#)
- ▶施設 野球場
- ▶開場時間 午前8時30分～午後5時
- ▶利用料金 無料
- ▶使用できる種目 軟式野球、グラウンド・ゴルフ等

久留里市民プール

☎ 27-2929(営業期間のみ)

- ▶所在地 久留里市場 383-1 [マップ⑫B-5](#)
- ▶施設 25mプール、児童プール
- ▶開場時間 7月第3月曜日の前日～8月最終日曜日
午前10時～午後4時
- ▶利用料金 有料

君津勤労者総合福祉センター

(君津メディカルスポーツセンター内)

☎ 88-0611

- ▶所在地 西君津 11-6 [マップ②A-2](#)
- ▶施設 フィットネススタジオ、トレーニングルーム、

サウナ・シャワールーム、多目的室(3部屋)、教養文化室(和室)、隣接するスポーツ・プラザに温水プール、カルシウム人工温泉あり

- ▶開館時間及び使用料 詳細は施設までお問合せください。
- ▶休館日 月曜日(祝日除く)、12/29～1/2

松丘スポーツ広場

☎ 57-2256 健康スポーツ課

- ▶所在地 広岡 1798 [マップ⑬C-1](#)
- ▶施設 野球場、多目的広場、ゲートボール場
- ▶開場時間 午前8時30分～午後5時
- ▶利用料金 無料
- ▶使用できる種目 軟式野球、サッカー、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ等

君津グラウンド・ゴルフ場

☎ 55-6225

- ▶所在地 作木 201-3 [マップ⑬A-1](#)
- ▶施設 グラウンド・ゴルフ専用コース
- ▶開場時間 火～日曜日 午前8時30分～午後5時
- ▶休館日 月曜日(祝日の場合は翌平日)、12/29～1/3
- ▶利用料金 有料

運動場、ジョギングコース

☎ 57-2256 健康スポーツ課

人見仮運動場

- ▶所在地 人見 4-11 [マップ②D-5](#)
- ▶施設 多目的広場
- ▶利用料金 無料 ※自由解放。利用予約は必要ありません。
- ▶使用できる種目 少年サッカー、グラウンド・ゴルフ等

小糸川右岸ジョギングコース(外箕輪～人見)

- 小糸川沿岸歩行者専用道に全長約5kmのジョギングコース
- ▶利用料金 無料 ※利用予約は必要ありません。

学校体育施設が使えます

☎ 57-2256 スポーツ推進課

市内の小学校、中学校の体育施設を学校教育に支障の無い範囲で、スポーツの場として利用できます。利用できる施設はグラウンドと体育館です。利用可能な運動種目は、各学区の状況によって異なりますのでご確認ください。

●利用資格

構成員が10人以上(4分の3以上が市内在住又は在勤、在学)で組織され、あらかじめ登録申請をして登録証の交付を受けた市内の団体。

■体育館

- ▶開放日・時間 月～金曜日午後6時～9時、土・日・祝日午前9時～午後9時

■グラウンド

- ▶開放日・時間 土・日曜日、祝日
4月から10月まで 午前9時～午後5時
11月から3月まで 午前9時～午後4時

公園

内みのわ運動公園

☎ 52-8222

- ▶所在地 内箕輪 1-1-1 [マップ⑦A-2](#)
- ▶施設 市民体育館(主体育室・小体育室・視聴覚室・会議室・弓道場・中央図書館分室)・卓球場・野球場・庭球場・陸上競技場
- ▶使用時間 午前9時～午後9時
(ただし、野球場と陸上競技場は午後5時まで)
- ▶定休日 月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)、年末年始(12月28日から1月3日)
- ▶使用料 有料

君津緩衝緑地(西君津)

☎ 88-0611

- ▶所在地 西君津 11-1 [マップ②A-2](#)
- ▶施設 テニスコート(人工芝) 4面
- ▶開館時間 午前9時～午後9時(日曜、祝日は午後7時まで)
- ▶休館日 月曜日(祝日除く)、12/29～1/2
- ▶使用料 有料 ※詳細は施設までお問合せください

キャンプ場

※使用料・詳細は各キャンプ場まで

名称	電話	所在地 地図座標	施設	時間	定休日
亀山湖畔公園 稲ヶ崎キャンプ場	39-3390	草川原 866 ⑬D-3	26区画・ フリーサイト10張	[宿泊] 午後1時～翌日午前11時	年末年始 (12/28～1/3)
亀山湖畔公園 長崎キャンプ場	39-3700	坂畑 700-1 ⑬D-3	30区画 ※宿泊はできません	[デイキャンプ] 午前10時～午後4時	12/1～3/31
かずさオートキャンプ場	27-2020	向郷 776-1 ⑫B-5	80区画・ ログキャビン14棟	[デイキャンプ] 午前10時～午後4時 [キャンプチェックイン] 午後1時～午後5時 [チェックアウト] 午前11時	不定休
イレブン オートキャンプパーク	27-2711	栗坪 300 ⑬D-1	120区画・ ログキャビン16棟・ カナディアン コテージ2棟	[開門] 午前8時～閉門午後9時まで [デイキャンプ] 午前10時～午後5時(夏季)、 午前10時～午後4時(冬季) [キャンプチェックイン] 午後1時 [チェックアウト] 翌午前11時	不定休
ホウリーウッズ 久留里キャンプ村	50-5211	芋窪 282 ⑬C-1	120区画	[デイキャンプ] 午後12時～午後6時 [キャンプチェックイン] 午後1時 [チェックアウト] 翌午前11時	不定休
オートキャンプ七里川	39-3335 090-7728- 6441	黄和田畑 969-1 ⑬E-3	35区画	[デイキャンプ] 午前10時～午後4時 [キャンプチェックイン] 午後1時 [チェックアウト] 翌午前11時	年末年始
千石台オートキャンプ場	39-2743	黄和田畑 2245-16 ⑬E-4	30区画	[デイキャンプ] 午前10時～午後4時 [キャンプチェックイン] 午後1時～午後4時 [チェックアウト] 翌正午	不定休
柿山田オート キャンプガーデン	37-2217	東栗倉 542 ⑬B-2	54区画、 トレーラーハウス3棟	[キャンプチェックイン] 午後1時～午後7時 [チェックアウト] 午前8時～午前11時	不定休
フォレスト パーティー峰山	38-2235	大岩 445-5 ⑬C-3	5区画・ネイチャー キャンプサイト5区画、 バンガロー10棟・ コテージ1棟	[デイキャンプ] 午前11時～午後4時 [キャンプチェックイン] 午後2時 [チェックアウト] 翌午前11時	不定休
オートキャンプ フルーツ村	38-2255	旅名 96 ⑬C-3	53区画	[デイキャンプ] 午前9時～午後4時30分 [キャンプチェックイン] 正午～午後5時 [チェックアウト] 翌午前8時～正午	不定休
ロマンの森共和国	38-2211	豊英 659-1 ⑬C-4	33区画・ ロッジ25棟	[デイキャンプ] 午前10時～午後4時 [オートキャンプチェックイン] 午後2時～翌正午	1月、2月に 休園日あり
清和県民の森	38-2222	豊英 660 ⑬C-4	キャンプ場20サイト・ オートキャンプ場11 サイト・ロッジ村29棟	[チェックイン] 午後1時～午後4時 [チェックアウト] 翌午前10時 (キャンプ場・オートキャンプ場・ロッジ村共通)	なし



企画調整課 ☎56-1566

高速バス路線

☎ 日東交通(株)木更津営業所 ☎0438-23-0151

君津バスターミナルと羽田空港(第1ターミナル)間を最短30分で結ぶ君津・羽田空港線をはじめ、君津・東京線(君津バスターミナル～東京駅八重洲口間を最短55分)など、市内に7つの路線が運行されています。

路線名	起点～主な経由地～終点
君津・羽田空港線	君津製鉄所・君津駅南口・君津バスターミナル・羽田空港(第1・2・3ターミナル)
君津・東京線	イオンモール富津・富士見公園・君津駅南口・君津バスターミナル・東京駅(東雲車庫)
君津・新宿線	君津駅南口・君津市役所・君津バスターミナル・バスタ新宿
鴨川・東京線(アクシー号)	亀田病院・君津ふるさと物産館・久留里駅前・小櫃駅前・東京駅(東京タワー・東雲車庫)
鴨川・千葉線(カピーナ号)	亀田病院・君津ふるさと物産館・久留里駅前・小櫃駅前・蘇我駅・千葉駅
鴨川・渋谷線(シーバレー号)	亀田病院・君津ふるさと物産館・渋谷マークシティ
横浜・羽田空港・館山線	館山駅・君津バスターミナル・羽田空港(第1・2ターミナル)・横浜駅東口

路線バス

☎ 日東交通(株)木更津営業所 ☎0438-23-0151

路線バスは、市内及び市外の鉄道駅や主要施設等を結ぶ生活交通として、市内では12路線運行されています。

路線名	起点～主な経由地～終点
三島線	中島・君津バスターミナル・君津中央病院・木更津駅西口
畑沢線	君津駅南口・陽光台・君津中央病院・木更津駅西口
富津線	富津公園・青堀駅・人見・大和田・坂田・木更津駅西口
周西線	君津製鉄所・君津駅南口・君津バスターミナル・中島
君津市内循環線	A: 君津駅北口・陽光台・君津製鉄所・友好館前
	B: 八重原A3棟前・君津製鉄所・陽光台・君津駅北口
かずさアカデミアパーク線	かずさ小糸南・かずさパーク・木更津総合高校前・木更津駅東口
イオンモール木更津線	君津駅南口・陽光台・イオンモール木更津・木更津市民会館前・木更津駅西口
イオンモール富津線	君津駅北口・大和田陸橋下・青堀駅・イオンモール富津
君津・マザー牧場線	君津駅南口・マザー牧場
富津市役所・君津駅線	君津駅南口・青堀駅・富津市役所・大貫駅東口
鹿野山線	神野寺・マザー牧場・佐貫町駅
鴨川・木更津線	亀田病院・安房鴨川駅・小糸小入口・かずさパーク・木更津駅西口・イオンモール木更津

コミュニティバス

☎ 市民活動支援課 ☎56-1483

コミュニティバスは民間路線バスが廃止・縮小された地域や、人口集中地区でありながら交通空白が生じている地域を運行し、路線バスの補完的な役割を担っています。

市内には、君津地区を走る小糸川循環線と人見・大和田・神門線、小糸・清和地区を走る中島・豊英線が運行しています。

路線名	起点～主な経由地～終点
小糸川循環線	内・外回り: 君津グラウンドゴルフ場～周南公民館入口～郡の杜～自動車学校前～君津駅南口～君津市役所～君津バスターミナル～市民文化ホール～君津グラウンドゴルフ場 中島系統: 君津駅南口～君津市役所～君津バスターミナル～市民文化ホール～六手公民館前～小糸郵便局前～周南公民館入口～君津グラウンドゴルフ場
人見・大和田・神門線	君津市役所～君津駅北口～君津台中央～君津高校～神門～大和田郵便局～君津高校～君津台中央～君津駅北口～君津市役所
中島・豊英線	鈴木病院前～中島～栗倉～清和公民館～(植畑上郷)～三島湖～県民の森

運賃

	料金
大人	200円
小・中・高校生	100円
65歳以上	
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介護者	
未就学児	無料

<コミュニティバス・デマンドタクシー共通回数券>

- 販売額 2,000円(100円券×24枚つづり)
- 販売場所 各コミュニティバス・デマンドタクシー車内、君津駅南口日東交通バス案内所

デマンドタクシー

デマンドタクシーは、JR久留里線に接続する交通手段として、小櫃・上総地区を運行している予約制の乗合タクシーです。

運行エリア内に限り、希望の乗車場所から目的地までご利用することができます。

運賃

	利用登録者	利用登録がない方
大人	400円	500円
小・中・高校生	300円	
65歳以上		
※未就学児は無料		

鉄道

千葉方面と館山方面を結ぶJR内房線、久留里・上総亀山方面と木更津方面を結ぶJR久留里線の2路線が運行されています。

路線名	市内の駅	主な行き先
JR内房線	君津駅	上り 蘇我・千葉 下り 館山・安房鴨川
JR久留里線	下郡駅 小櫃駅 依田駅 久留里駅 平山駅 上総松丘駅 上総亀山駅	上り 木更津 下り 上総亀山

公共交通機関をご利用ください

自家用車の利用を前提としたライフスタイルの定着により、公共交通機関の利用者は年々減少傾向にあります。

そのような中、公共交通の利便性を維持、確保するためには、地域住民の皆さんが積極的に公共交通機関を利用することが重要となりますので、より一層のご利用をお願いいたします。

※運行ダイヤ、路線、経路等は変更となる場合がございます。最新の情報は、各交通機関にお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。

広告スペース

広告スペース

広告スペース

広告スペース



広報活動

☎政策推進課 ☎56-1288

広報誌

市では毎月1日、広報誌「広報きみつ」を発行し、次の方法により市民の皆さんへお届けしています。

●新聞折り込み

新聞を購読されている方には、新聞折り込みにてお届けしています。

●ポスティング

新聞を購読されていない方むけに、無料でポスティングによる配達を行っています。

配達を希望する方は、政策推進課(☎56-1288)までご連絡いただくか、右の申込フォームからお申し込みください。



●広報誌設置施設

公共施設のほか、JR君津駅、郵便局(市内の全局)、商業施設、コンビニエンスストア(一部店舗を除く)でも配布にご協力いただいています。

※それぞれ配布部数には限りがあります。

▶公共施設

市役所一階総合案内、各市民センター、各公民館、君津中央図書館、保健福祉センターふれあい館等

多言語音訳アプリ

「Catalog Pocket(カタログポケット)」で配信

無料アプリ「Catalog Pocket(カタログポケット)」を使って広報誌をデジタル配信しています。アプリには高性能翻訳エンジンや音声読み上げ、テキスト表示など、便利な機能が搭載されており、高齢者・障害のある方・外国人など、世代を問わずどなたでもご利用いただけます。



●導入方法

1 アプリストアで「カタポケ」と検索してアプリをダウンロードしてください。こちらのQRコードからもダウンロードできます！



iPhone 版



Android 版

2 アプリを起動して「君津市」と検索してください。

3 広報きみつを選択して、**☆マイコンテンツに追加**のボタンをタップしてください。

4 「日本語で読む」を選択すると紙面を読むことができます。



詳細は市ホームページで公開しています。

広告スペース

携帯メール配信サービス

君津市では、安心・安全で快適な生活を送るために必要な市の情報を電子メールで配信しています。

●配信情報

▶防災情報

大雨、洪水、光化学スモッグ、地震など、気象や災害に関する情報など

▶火災情報

火災の発生と鎮火の情報など

▶安心・安全メール

行方不明者情報、不審者情報など

▶市からのお知らせ

市の行事、イベント情報など

●携帯電話からの登録方法

次のいずれかの方法で空メールを送信し、その後に返信されたメールから登録画面を開いて登録してください。

▶[t:kimitsu@sg-p.jp]へ直接空メールを送信する。

▶QRコードを携帯電話のカメラで読み込み、空メール送信画面から送信する。



■登録にあたっての注意

市からのメールを受信するには、あらかじめ @city.kimitsu.lg.jpからのメールが受信できるように設定しておいてください。

なお、携帯電話のメール受信設定方法がわからない場合は、コールセンター(☎0570-055-783)、又は携帯電話販売店等にお問い合わせください。

詳細は市ホームページで公開しています。



君津市公式SNS

さまざまなSNSを通じて君津市の情報をお届けしています。読み取りたいQRコード以外は隠して読み取ってください。

●君津市LINE公式アカウント

君津の最新情報をお届けします！



●君津市公式ツイッター

君津の最新情報を広く発信しています！



広告スペース

●君津市公式フェイスブック

君津の魅力情報をお届けします！



●君津市観光フェイスブック

君津の観光情報を発信します



●君津市公式YouTubeチャンネル

きみつ公式プロモーション動画も配信中です



●きみびょんツイッター

きみびよんの日常や出演するイベント情報などをつぶやくよ！



●きみびょんインスタグラム

きみびょんが出演したイベントの様子や君津の魅力スポットなどを紹介するよ！



●きみびょんLINEスタンプ



広聴制度

市長への手紙

市では、市民の皆さんの意見、要望、疑問などをお寄せいただく制度として「市長への手紙」を受け付けています。

内容は、原則、市長が拝見し、回答には一定のお時間をいただきます。

また、内容に応じて、担当部署から直接ご連絡させていただく場合もあります。

●「市長への手紙」の出し方

①メール

市ホームページにある専用フォームから送信してください。

②封書

記入用紙と封筒(料金受取人払)を市役所、各市民センター等に設置しています。

詳細は市ホームページで公開しています。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

きみつ公式プロモーション動画を配信中！

君津市公式YouTubeチャンネルでは、春・夏・秋・冬、君津の魅力がギュッと詰まったプロモーション動画を配信しています！ドローンで空撮した絶景動画を、ぜひご覧ください！



◀四季編



◀春夏編



◀秋冬編



君津の魅力を再発見！

きみつフォトバンク・ムービーバンクで無料ダウンロード！

君津市には、清水溪流広場(濃溝の滝・亀岩の洞窟)をはじめ、九十九谷の雲海や久留里城などSNS映えするスポットが数多くあります。

きみつフォトバンク・ムービーバンクは、そんな魅力溢れる君津の写真やドローンで空撮した映像をダウンロードできるサイトです。

サイト内の写真・映像は、すべて無料で自由にダウンロードすることができます。

ハガキ、名刺、壁紙などのほか、商品パッケージなどの商業利用も可能です。

なお、利用の際は、ホームページに記載の「利用用途の制限」と「取り扱い上の注意」をよく読んでください。



写真や映像をダウンロードできます！

広告スペース

広告スペース



市議会

問議会事務局 ☎56-1497

市議会とは

市議会とは、市民の皆さんから選挙で選ばれた代表者（議員）により構成され、市のお金の使い方（予算）や決まり（条例）その他市民生活のさまざまな課題について、審議、決定、提案などをするところです。

市長は、市議会の決定に従って実際に仕事を進めることとなります。このような働きから市議会は議決機関、市長は執行機関と呼ばれています。両者はそれぞれ独立した立場に立ち、知恵を絞り合い、より良い市民生活の実現に向けて努力を重ねています。

●議員

市議会議員は、市民の皆さんから直接選挙によって選ばれ、任期は4年です。議員数は、条例によって定められており、定数は22人です。

●市議会の主な権限

①議決権

条例の制定、改廃、予算の決定・決算の認定、その他大規模な工事の契約など法律で定められた事項や、重要な案件の可否を決定します。

②同意権

市長が選任する重要な人事（副市長、教育長、監査委員等）については、市議会の同意が必要です。

③選挙権

議長、副議長をはじめ、選挙管理委員会委員や一部事務組合議会議員などの選挙を行います。

④検査権・調査権

市の事務が議会での決定どおりに執行されているか等について、検査や調査を行います。

⑤意見書提出権

市の公益に関する事項について、市議会の意思を意見書にまとめ、国会や関係行政庁に提出します。

市議会のしくみ

議会はいつも開いているのではなく、定期的に又は臨時に市長が招集して一定期間開きます。定期的に開く会議を定例会、必要に応じて開く会議を臨時会といい、君津市では、条例で定例会を年4回（3、6、9、12月）開くことを定めています。

●本会議

議員全員が議場に集まって会議をします。議員定数の半数以上の出席により会議は成立し、議案などを審議し、議会の最終的な意思を決定する会議です。

●委員会

議員の中から選任された委員で構成する委員会を設け、議案などを専門的・効率的に審査します。常に設置されている常任委員会と特定事件を審査するため必要に応じて設置される特別委員会、議会の運営などについて協議する議会運営委員会があります。常任委員会に関して、君津市では、「総務」「教育福祉」「建設経済」の3つの常任委員会を設けています。

議会の傍聴

議会がどのように行われ、審議状況がどうなっているかなどを知るため、本会議や委員会を直接見ることができます。手続きは簡単ですので、お気軽にお越しください。

●手続き

本会議については、会議当日、市役所8階の議会事務局で受付を行い、9階の傍聴席へお入りください。定員は72人で受付順となります。

また、委員会の傍聴を希望される方は、委員長の許可が必要となります。会議当日、議会事務局にて指示に従い、傍聴の許可を受けてください。

なお、会議を傍聴される際は、注意事項を守り傍聴くださるようお願いいたします。

インターネット中継

君津市議会では、多くの方に本会議の様子をご覧いただきたく、インターネットによるライブ中継と録画配信を行っております。インターネット環境が整っている方、また、スマートフォン、タブレットをお持ちの方はどなたでも視聴いただくことができます。ご興味のある方は是非、君津市議会のホームページから又は下のQRコードからご視聴ください。

議会中継QRコード



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

広告スペース

広告スペース



健康都市宣言

市政施行40周年記念式典において「健康都市きみつ」を宣言し、健康づくりに取り組んでいます。水と緑の豊かな自然と良好な都市環境に恵まれた君津市で、健康で明るく充実した日々を送ることは、市民すべての願いです。地域の中で共に支え合い、市民だれもが健康でいきいきと心豊かに暮らせる夢と誇りの持てる君津市を目指し、ここに「健康都市」を宣言します。

平成23年9月3日

休日・夜間の急病診療所

救急医療機関の適正な利用にご協力ください。

	診療科目	内容	案内	診療時間
在宅当番医	内科 小児科 耳鼻咽喉科	市内の医療機関が当番で診療に当たります。	広報・市ホームページ 又は消防本部 ☎53-0119	日・祝・12/31～1/3の午前9時～午後5時 耳鼻咽喉科は午前9時～正午
夜間救急診療	内科 小児科	君津郡市夜間急病診療所 旧木更津市保健相談センター内1階	☎0438-25-6284	午後8時～午後11時 なお12/31～1/3は、午前9時～午後5時 午後8時～午後11時

子ども急病電話相談

夜間に、急に子どもの具合が悪くなったとき、医療機関にすぐに受診させた方が良いかわれたとき、ご相談ください。相談には看護師が応じ、アドバイスをします。また、必要な場合は、小児科医に電話を転送します。

●相談日時 毎日午後7時から翌午前6時まで

●相談電話番号 プッシュ回線の固定電話・携帯電話からは、局番なしの#8000
ダイヤル回線、IP電話、光電話、銚子市からは☎043-242-9939

子どもの定期予防接種

問子ども家庭センター ☎32-1352

お子さんの出生時の手続きの際に、子育て支援課で「予防接種ガイド」をお渡ししています。予防接種に関する説明と予診票の綴りになりますので、よく読んで大切に保管をしてください。なお、予防接種を受けるには予診票・母子健康手帳が必要です。協力医療機関に予約のうえ接種を受けてください。

※予防接種法の改正により、令和2年10月からロタウイルス感染症が定期予防接種に追加となります。対象者は令和2年8月以降に生まれたお子さんです。

■予防接種一覧

予防接種の種類	診療年齢
B型肝炎	1歳に至るまでの間
Hib	生後2か月～5歳未満 ※接種開始年齢によって回数異なります。
小児の肺炎球菌	生後2か月～5歳未満 ※接種開始年齢によって回数異なります。

予防接種の種類	診療年齢
四種混合 ジフテリア(D) 百日せき(P) 破傷風(T) 不活化ポリオ(IPV)	生後3か月～90か月未満
結核(BCG)	生後12か月未満
麻しん風しん混合(MR)*	生後12か月～24か月未満(1歳児) 5歳以上7歳未満で 小学校就学前の1年間
水痘(水ぼうそう)	生後12か月～36か月未満
日本脳炎	生後6か月～90か月未満

*麻しん風しん第2期(1回)は、小学校就学前の1年間になります。接種時期にお知らせ通知をお送りします。学齢期に受ける予防接種については接種時期に予診票をお送りします。母子手帳アプリにより予防接種のスケジュールが管理でき、受け忘れ防止にもなりますので、登録をお勧めします。

▶長期にわたる重篤な疾患のため、定期接種を受けられなかったお子さんに対して特例措置が設けられています。詳しくは、健康づくり課にご相談ください。

広告スペース

広告スペース



高齢者の予防接種

問健康づくり課 ☎57-2233

インフルエンザの予防接種

千葉県内の協力医療機関で予防接種を自己負担1,000円で受けることができます。君津・木更津・富津・袖ヶ浦(4市)の医療機関には予診票がありますが、4市以外の市町村で接種を希望される場合は、健康づくり課にお問い合わせください。

- 対象
 - ・65歳以上
 - ・60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(身体障害者手帳1級に相当)

高齢者の肺炎球菌感染症

千葉県内の協力医療機関で予防接種を自己負担5,400円で受けることができます(令和6年3月31日までの特例措置)。対象者には市から予診票が郵送されます。

- 対象
 - ・年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方
 - ・60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(身体障害者手帳1級に相当)

※過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方(自費接種を含む)は対象外となります。

■君津市定期予防接種協力医療機関

医療機関名	住所	地図座標	市外局番(0439)	Hib	小児の肺炎球菌	B型肝炎	4種混合	BCG	麻しん風しん混合	水痘	日本脳炎
青柳医院	杵師2-16-3	⑥D-2	54-8000	○	○	○	○	○	○	○	○
榎本医院	藤林226-1	⑬D-2	39-2200	×	×	×	×	×	○	×	×
君津寛衆堂医院内科・耳鼻咽喉科	南子安4-31-1	⑥E-2	52-8733	○	○	○	○	○	○	○	○
君津クリニック	杵師1-1-1	⑥C-1	55-8111	×	×	×	×	○	○	○	○
君津サンクリニック	内箕輪1-2-9	⑦A-2	55-3333	○	○	○	○	×	○	○	○
国保小櫃診療所	末吉1046	⑫A-3	35-2020	○	○	○	○	○	○	○	○
君津市国保松丘診療所	広岡1726-1	⑬D-1	29-2604	×	×	×	×	×	×	×	○
君津山の手病院	外箕輪4-1-5	⑥E-3	54-2323	○	○	○	○	○	○	○	○
酒井医院	南子安9-18-8	⑦A-1	52-2166	○	○	○	○	○	○	○	○
茂田医院	久保4-7-16	①E-5	52-0023	○	○	○	○	○	○	○	○
茂田大和田クリニック	大和田5-1-2	②E-4	50-8877	○	○	○	○	○	○	○	○
鈴木病院	上238	⑨E-1	32-2013	○	○	○	○	○	○	○	○
谷川クリニック	高坂7-7	①E-3	55-2233	○	○	○	○	○	○	○	○
ファミリー産院きみつ	郡1-5-4	⑧D-1	57-1135	○	○	○	○	×	○	○	○
まえだクリニック	浦田2-1	⑫B-5	27-2005	○	○	○	○	○	○	○	○
水島外科内科クリニック	東坂田1-5-10	①C-2	50-1501	×	×	×	○	○	○	○	○

医療機関名	住所	地図座標	市外局番(0439)	Hib	小児の肺炎球菌	B型肝炎	4種混合	BCG	麻しん風しん混合	水痘	日本脳炎
森広小児科クリニック	西坂田4-11-10	②E-3	54-4662	○	○	○	○	○	○	○	○
吉田メディカルクリニック	久保4-8-23	⑥C-1	29-7820	○	○	○	○	○	○	○	○

- 各医療機関には、あらかじめ予約をとり、受診をしてください。
- 君津市以外には、千葉県内の協力医療機関でも接種することができますので、実施医療機関について健康づくり課にお問い合わせください。
- 県外で予防接種を希望される場合には、健康づくり課にご相談ください。

健康診査・がん検診等

心臓病やがんなどの病気を予防し、また、早期に発見し治療するために、市では各種検(健)診を行っています。勤務先などで類似の検査を受ける機会がある場合は、どちらか一方の受診となります。

■健康診査・検診一覧

健(検)診	対象者	実施時期	内容
生活習慣病予防健診	①18歳から39歳の方 ②40歳以上で医療保険未加入の方	広報・回覧・ホームページなどでお知らせします。	身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、診察等
結核・肺がん検診	40歳以上の方		胸部レントゲン撮影(必要時 喀痰検査)
胃がん検診	40歳以上の方		バリウムによる胃部レントゲン撮影
大腸がん検診			便潜血反応検査
乳がん検診	30歳以上の方		年齢に応じてマンモグラフィ検査又は超音波(エコー)検査
子宮頸がん検診	20歳以上の方		子宮頸部の細胞診(必要時 体部検査)
肝炎ウイルス検診	40歳以上の方で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方	問診、血液検査(B型・C型肝炎ウイルス検査)	
歯周疾患検診	20・30・40・50・60・70歳の方	歯周病・むし歯等の検査判定及び指導	

●検(健)診会場

集団検(健)診：移動検(健)診車により各地を巡回します。
個別検(健)診：君津木更津医師会の協力医療機関で受診してください。

健康づくりのサポート

市民の健康づくりを応援、サポートするために、下記のような内容で健康に関する普及・啓発を行っています。ぜひご利用・ご参加ください。

	対象者	内容	申し込み方法
きみつ健康マイレージ	18歳以上の方	健康づくりに関する活動に参加して、応募すると抽選で報奨品がもらえる。	広報・ホームページなどでお知らせします。
食生活改善推進員養成教室	市内在住で概ね65歳までの方	食生活改善推進員を養成するため、健康や食に関する様々な講話や実習を行う。	
健康講座	市内在住10人以上	申込のあったメニューについて、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が会場に向いて講話を行う。	希望日の1か月前までに、所定の用紙に記入し、健康づくり課に持参又は郵送、FAXにてお申込みください。

広告スペース

広告スペース

広告スペース

広告スペース



君津木更津医師会 身近にある君津市のお医者さん

医療機関名	所在地	市外局番 (0439)	地図座標
青柳医院	空師 2-16-3	54-8000	⑥D-2
あすなろクリニック	久保 1-2-2	50-0100	①C-4
鮎澤耳鼻咽喉科	中野 4-15-14	54-8721	①A-4
石渡眼科	北久保 2-2-5	52-0703	①E-4
榎本医院	藤林 226-1	39-2200	③D-2
榎本整形外科	久保 4-2-23	55-5111	①E-5
君津寛衆堂医院内科・耳鼻咽喉科	南子安 4-31-1	52-8733	⑥E-2
君津眼科診療所	東坂田 2-7-5	52-6274	①B-2
君津クリニック	空師 1-1-1	55-8111	⑥C-1
君津在宅診療所	南子安 4-16-5	29-7347	⑥E-2
君津サンクリニック	内箕輪 1-2-9	55-3333	⑦A-2
君津健康センター	君津 1	55-6811	②D-2
君津市国保松丘診療所	広岡 1726-1	29-2604	③D-1
君津清和診療所	西栗倉 135	29-1822	⑬B-2
君津山の手病院	外箕輪 4-1-5	54-2323	⑥E-3
きみつ心療クリニック	東坂田 1-5-10	54-6455	①C-2
国保小櫃診療所	末吉 1046	35-2020	⑫A-3
小ぐれ医院	南子安 8-19-1	55-6611	⑦A-1
こばやし整形外科	西坂田 4-6-1	55-5959	①A-1
酒井医院	南子安 9-18-8	52-2166	⑦A-1

医療機関名	所在地	市外局番 (0439)	地図座標
茂田医院	久保 4-7-16	52-0023	①E-5
茂田大和田クリニック	大和田 5-1-2	50-8877	②E-4
茂田眼科クリニック	久保 4-8-24	57-5030	①E-5
茂田皮フ科クリニック	久保 4-8-24	57-0070	①E-5
鈴木病院	上 238	32-2013	⑨E-1
そがわ医院	常代 5-3-15	54-6300	⑨A-1
谷川クリニック	高坂 7-7	55-2233	①E-3
塚本産婦人科	久保 4-8-8	55-5100	①E-5
なかのクリニック	中野 4-15-9	50-1777	①A-4
まえだクリニック	浦田 2-1	27-2005	⑫B-5
松葉皮膚科	南久保 1-1-1	55-8001	①D-5
南子安眼科	南子安 2-8-30	27-1022	③E-5
水島外科内科クリニック	東坂田 1-5-10	50-1501	①C-2
森広小児科クリニック	西坂田 4-11-10	54-4662	②E-3
玄々堂君津病院	東坂田 4-7-20	52-2366	①C-2
サン・ラポール 南房総診療所	豊英 355-1	38-2721	⑬B-4
千葉芙蓉病院	広岡 297-1	50-7311	⑬C-2
永峯医院	青柳 18-1	27-2021	⑫B-4
吉田メディカルクリニック	久保 4-8-23	29-7820	⑥C-1
ファミリー産院きみつ	郡 1-5-4	57-1135	⑧D-1

君津木更津歯科医師会 身近にある君津市の歯医者さん

医療機関名	所在地	市外局番 (0439)	地図座標
あきら歯科クリニック	久保 2-2-3	55-8841	①D-4
大隅歯科医院	久留里市場 849	50-5111	⑫B-5
おおの歯科医院	南子安 4-8-6	54-8211	⑥D-2
大御歯科医院	大井戸 315	32-2164	⑪C-5
おきつ歯科医院	久留里市場 915-7	27-3918	⑫B-5
加藤歯科医院	八重原 172-151	72-6480	⑦B-1
かなえ歯科クリニック	久保 1-3-10	29-7939	①C-4
鎌田歯科医院	鎌滝 297	37-3100	⑬B-1
かわさき歯科	東坂田 2-6-14	52-1864	①B-2
君津歯科医院	西坂田 1-8-24	55-5576	③A-4
けいひろ歯科クリニック	東坂田 2-6-16	52-4182	①B-2
神歯科クリニック	常代 5-3-8	54-8141	⑨A-1
佐久間歯科医院	東坂田 1-5-23	55-6655	①C-3

医療機関名	所在地	市外局番 (0439)	地図座標
鈴木歯科クリニック	中島 270-3	27-1182	⑨E-1
俵田わたなべ歯科	俵田 722-5	35-3337	⑫A-3
中野歯科クリニック	中野 2-10-10	55-1845	①B-5
はせがわ歯科医院	北久保 2-2-7	54-8261	①E-4
林歯科クリニック	南子安 6-22-1	50-1818	⑦A-1
松葉歯科医院	南久保 1-1-1	54-8241	①D-5
空師歯科医院	空師 3-20-20	55-8888	⑥E-3
やまだ歯科	久保 3-7-15	55-6480	③C-5
山中歯科クリニック	中島 668-3	32-3633	⑪A-4